

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第3回津市総合計画審議会
2. 開催日時	平成19年4月26日(木) 午後1時30分から午後5時00分まで
3. 開催場所	津市本庁舎8階大会議室A
4. 出席した者の氏名	(総合計画審議会委員) 村澤忠司会長、北村早都子副会長、阿部 勲委員、生川介彦委員、 今井幹雄委員、内山則夫委員、大窪久美子委員、大田武士委員、 岡野茂樹委員、柏木はるみ委員、川西紀美委員、川端治夫委員、 木下美佐子委員、小泉忠子委員、杉田勝哉委員、須山美智子委員、 竹林武一委員、中山大容委員、西川正志委員、畑井育男委員、 濱野 章委員、水井悦雄委員、溝口克志委員、吉田 壽委員、 若浪 常委員、若林 有委員 (事務局) 渡邊副市長、藤原副市長、宮武市長公室長、渡瀬市長公室次長、 野呂まちづくり計画担当参事(兼)政策課長、石井まちづくり計画担当副 参事、町井まちづくり計画担当副参事、葛井まちづくり計画担当副参事、 伊藤まちづくり計画担当副参事、澤井政策担当副主幹、辻岡主査、草深 主査、長井主査
5. 内容	1 今後の津市総合計画審議会の日程及び進め方について 2 土地利用計画調査について 3 公共施設利用・配置計画調査について 4 その他
6. 公開又は非公開	公開
7. 傍聴者の数	2人
8. 担当	市長公室政策課政策担当 電話番号 059-229-3296 E-mail 229-3101@city.tsu.lg.jp

### ・議事の内容 下記のとおり

政策課長

お待たせをいたしました。お時間になりましたので、早速始めさせていただきたい  
と思います。本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。  
ただいまから、第3回津市総合計画審議会を、開催させていただきます。

なお、委員の方々のうち、本日、井坂委員様、櫻井委員様、別所委員様、矢沢委員  
様には、所用により欠席との連絡をいただいております。よろしく申し上げます。

それでは、早速、議事に移っていただきたいと思いますと思いますが、少し資料の確認をさせ  
ていただきたいと思います。

< 配布資料の確認 >

なお、これまで委員の皆様方からいただきました貴重なご意見、ご提言のうち、審議会の進め方に関する事柄につきましては、後ほど会長からご提案をいただきますが、本日1番目の事項として、ご協議をお願いしたいと考えております。

また、その他、基礎調査などの内容を踏まえましたご意見、ご提言につきましては、今回ご説明させていただきます、二つの基礎調査内容に既に反映させていただいた事柄もございます。また、今後進めてまいります基本構想案及び基本計画素案の作成の中にも、活かさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

お手元にお配りしました資料につきましては、これらご意見、ご提言の概要につきまして、委員の皆様方にご確認や情報提供をさせていただき観点から、作成をさせていただきます。特に回答をしたものもございます。現時点での考えについて、見解を触れさせていただいております。今後、これにつきましても引き続き検討課題としていきたいと考えておりますので、ご理解のほど、お願い申し上げます。

それでは、津市総合計画審議会条例第6条の規定によりまして、会長が議長と定められておりますので、会長に会議の進行を、お願いをしたいと存じます。会長、よろしくお願いたします。

村澤会長

皆さん、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、第3回総合計画審議会を開催したいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、会議の成立条件ではありますが、現在のところ25名が出席、5名が欠席ということで、津市総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議の開催要件を満たしてることになります。

それでは、ただいまから始めたいと思っております。ただ、前回と同じく5時までということをお認めまして、皆様方のご協力をよろしくお願いたします。

それでは、会議の開会に当たりまして、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日の会議の署名委員といたしましては、名簿の順によりまして、今井委員、大窪委員の両委員をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから事項書に従いまして議事を進めたいと思っております。議題の1番目としまして、今後の津市総合計画審議会の日程及び進め方についてです。第2回の会議、会合のときに、いろいろ出ました意見とか、あるいは要望書を後日出された方、そういった方々の内容を議事の進行の中に活かしていきたいということで、今後の津市総合計画審議会の日程及び進め方について、少し提案して、今後、進めていきたいと、こういう具合に思っております。

それでは、前回は4つの基礎調査のうち「データで見る津市の現状と課題」「津市の人口見通し」について説明し、意見を交換いたしました。今回は残り2つの「土地利用計画調査案」「公共施設利用・配置計画調査案」についての概要及び意見交換を行っていききたいと思います。

この4つの基礎調査は非常に基本的なことで、本来ならば共通認識として委員が同

じレベルまで知識を共有するというので1回目、2回目は進めたわけですが、そのときに、こういう資料というのは、前もって配付してもらおうということで、各自が勉強してくるのだと。それを前提として、これを議論しましょうという意見が、いくつか出ておりましたし、その後また、要望の中でも出ておりました。だから、そういうことを配慮いたしまして、今日はこういうような形で進めていきたいと思いません。

あらためて要望や前回で出てきました意見を少し整理いたしました。だいたい3つぐらいにまとまります。

紹介しますと、ひとつは議事についてということで、具体的な課題を複数用意いただき、それに絞ってひとつずつ委員相互の議論ができるよう議事の運営をお願いしたいというような意見が出ておりましたね。

それから、2つ目はスケジュールについてということで、総合計画の策定スケジュールと本審議会のスケジュールが不明確であり、再度確認をお願いしたい。これが2つ目の議事です。

それから、3つ目として運用、運営。これについて意見を集約させますと、審議時間が不足することが予想されますので、審議時間を十分確保するためにも、審議事項及び関連事項は事前に各委員が理解できるようにお願いしたい。

以上の内容が、前回までにご意見、要望として出ていたことじゃないかなと。

ほかにいろいろのご意見があるかと思えますけれども、基本的にはこの3つが審議を進めていく上で、解決してほしいということではなかったかなと思っております。

それに基づきまして、少し会長・副会長、並びに市側の担当者といういろいろ打ち合わせをいたしまして、審議の自由な意見交換、委員同士の意見交換、審議時間を十分取ろうと。それから、できればやはり委員のここだけの議論ではなくて、現場をたとえばみんなで見に行き、そしてそれを今後の議論のシーンの中で活かしたらどうか。そのようなことを、少し、整理してみました。

それで、取りあえず資料4を見ていただきたいと思えます。その中に、今後の審議のスケジュールを今日も開かれる審議と併せて具体的に計画表を作ってみました。

ちょっと時間を取りますけれども、概略だけ説明させていただきますと、平成19年度津市総合計画審議会の日程案として、今日、ご了解いただければ、こういうスケジュールで進めていこうと思えます。第3回は今日ですが、今日は津市総合計画策定基礎調査の説明及び意見交換です。

既に先ほども申しましたけれども、資料は1週間ほど前に委員の方々の所に送らせていただいておりますから、詳しい説明ではなくて、ある程度ご理解していただいたという前提のもとで概要を説明していただくということで、進めていきたいと思えます。それを、だいたい1時間ぐらいですね。あと2時間を自由討論、意見交換、質問と、こういう具合に宛てていただきたいと思えます。

これで津市の現状についての様子を、おわかりいただけるんじゃないかなと思えますが、それはペーパーの上であって、具体的になかなか現場を見ることは、今でもそうないと思えます。それで、私は4月に入ってから1週間ほどかかって、一応、現場を全部回ってきました。やはり基礎調査で見ているよりも、現場を見たほうが非常に

わかりやすい。それで、できれば5月中旬ごろに基礎調査を踏まえた、市内視察、見学会をやってみたらどうか。皆さん方お忙しい中、ご出席いただいておりますから、全部が全部ではないですが、やはり現場を見てみたいなあという方は集まっています。市側で乗り物を用意しまして、要所要所を少し回ってみたらどうかと、こういう計画をしております。これはあくまでも、自由参加ということで、ご理解いただきたいと思います。

第4回審議会は、6月上旬を予定しております。このときは、そこに書いてありますように、総合計画審議会委員相互の意見交換、ワークショップと書いてありますけれども、これは前段のときに少し、何人かの方が「全体ではなかなか意見、焦点が定まらないから、テーマによって集中的に審議したい。意見交換したい」というご意見がちょうど出ておりました。それで、テーマごとに、いくつかのワークショップを設けて、そこで意見を交換して内容を深めていただくと。そういうような予定を、第4回のときに試みたいと、このように思っております。

このときには、ワークショップで各班長を決めて、班長の方が中心になって、個々のワークショップの意見を集約していただくと。こういう具合にしてはどうかと思います。

それから、第5回審議会は6月下旬を予定しております。そのときには、総合計画審議会委員相互の意見交換、ワークショップ、まとめ、発表とこうありますけれども、この4回、5回の中で、ワークショップが1回だけですよというわけではなくて、テーマによっては2回、3回やりたいなというワークショップもあるかわかりません。そういう所は、そのワークショップに入ったメンバーの方が同意を得て、班ごとに2回、3回やられるのは、それは結構だと思います。やっていただきたいと思います。

そしてそれを、第5回の時にまとめて、我々はこのテーマのもとで、こういう具合に集約したという発表をしていただくということで、全体で審議会を開きたいと思います。

それから、第6回審議会は7月中旬頃を予定しております。これは全体会議で、津市総合計画基本構想素案の説明及び審議になります。これは素案ですから、まだ、具体的な柱がなかなか出しにくいですが、素案をこのときに皆さんに提示して議論をしていただくと。やはりそれについてもテーマごとに、あるいはグループに別れて意見を深めたいというご要望も強いと思いますから、8月上旬を予定している第7回のときに津市総合計画基本構想素案の審議ということで分科会を編成して、その素案をテーマごとか、柱ごとか、それはまだ素案を見ないとわかりませんが、内容ごとにやはり分科会を作って集中的に議論をしていただくと。まあ、そのときもやはり班長を決めて、班長の方が中心になって分科会をまとめていく。これもテーマ、あるいは内容によっては、1回で終わらない場合もあると思います。だから、分科会によっては数回やることも、これは結構だと思います。やっていただきたいと思います。事務的に1回で終わるのではなくて、前回で皆さん方の要望が強かったように「意見が交換したいのだ」という要望が強いわけですから、そのテーマを決めて、そこで議論をして、1回で終わらなければ2回やっていただくことも、これはこの分科会の班長の判断のもとでやっていただければと、こういうように思います。

それから、第8回の審議会は10月上旬を予定しております。このときは、先ほどの津市総合計画基本構想素案にかかわる分科会からの報告ということで、第7回で分科会をしましたから、ここで全体の報告をしていただく。そして、全体をまとめていくという具合に予定しております。

それで、この辺までいくと、総合計画そのものについてのだいたいの流れがわかってくると思います。そうしたら、その流れに基づいて、第9回は10月中旬頃に予定しておりますが、ここで津市総合計画基本計画素案、ここでやっとこの計画の案が立ち上がるわけです。このときは、柱もきちっと出ます。それを、市のほうから説明していただき、それを審議すると。また、このときは柱が明確に出ておりますから、柱の事でも結構ですし、あるいは場合によっては地域懇談、あるいは産業・教育、いろんな幅でできますけれども、やはり分科会をつくって、その柱ごとの分科会をまた立ち上げ、自分の関心がある、あるいは自分が特にやってみたいとが含まれる分科会に属していただいて、やはり分科会で深い審議をしていただくと。これもやはり、同じように1回だけではなくて、2回、3回になるかもわかりませんが、意見を十分に出していただく。

そういうようにして、分科会の審議をしていただいて、そして、11月中旬頃に予定しております第10回でその分科会の中間報告をやっていただく。そして、全体で審議をする。

ご意見がありましたように、納得いく総合計画をつくりたいとの皆さん方のご意見が強いわけですから、十分に分科会に入って、意見を言っていただければと思います。

また、分科会、あるいはワークショップから始まって、素案の分科会、あるいは計画素案の分科会と、何も同じ分科会のテーマに入っていないなくても、テーマは素案でご意見を言ったから、今度は計画案の分科会では、別なテーマの所に入ると、そういうことは、皆さん方のご意見でやっていただいて、その班ごとに、部会ごとに、思う存分議論をしていただければと、こういうように思っております。

それで一応、皆さんのご意向が十分出尽くしたと思いますから、第11回は12月下旬を予定していますが、年末でお忙しいと思いますけれども、このときに一応、最終報告なるものを、皆さん方のご意見を十分拝聴させていただいて作っていただくという具合に進めていこうと思っております。おそらく12月の最終審議で、一応、審議会としての内容はまとまると思います。

第12回は平成20年1月頃を予定しておりますけれども、このときに、津市総合計画基本構想、及び基本計画案を審議会からこちらのほうに答申すると。こういうような手順で、審議を進めていきたいと思いますが、いかがなものでしょうか？

かなり皆さん方のご意見を十分取り入れたつもりなのですが、まだ、ちょっと言ったことが入っていないとかですね。ちょっと思い違いが大きいとかいうことがあれば、またご意見を出していただいて、また部分的に修正することもやぶさかでないと思っております。

審議計画の日程及び進め方について、今、説明させていただきましたけれども、何かご意見なり不足するものがありましたら、お教え願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

岡野委員

岡野でございます。今のご説明で、流れ、日程はよくわかりました。ただ、第1回審議会のときにいただきました計画策定の手順がございました。それと言葉の定義が変わってきていますね。第1回審議会の応答のときに行政からのご説明では、「津市の総合計画試案」をもって審議会に諮るといって、そこが素案になっていますね。素案を「計画試案」にして、庁内会議があり、それから計画試案の決定ということで。前はこれぐらいのマップが書いてあるわけで、そういったところで、もう一度この策定の手順を修正する必要があるのではないかと。

一番初めもおっしゃったように、計画を、試案を策定されて、庁内会議にかける際に、これはどうなのか。それから、試案の決定というのが、前にありましたけれども、これは、この12回の審議会の流れの中で、どこになっていくのか。関わりでは、これの修正版がないものですから、全体の流れですね。1回目2回目がよくわからない。それを、市長にあてる答申、総合計画案、それから基本構想を提案、審議会にかけると。そういった流れが、基本的にあるわけですが、その総合計画試案までの決定までの所が、従来は試案として流れたわけですが、今回、素案が出てきて、さらにそれが基本構想、及び基本計画案の答申というふうになっています。それを、ご説明いただきたいと思います。

村澤会長

私もここだけではなく、ほかの所のいろいろな審議会にあたっておりますけれども、普通は「試案」で、それを総合計画審議会にかけて議論していくというのが、だいたいのパターンなのですね。だけど、前回の委員さんの意見、あるいは要望の中には、やはり自分たちが納得するような計画案をつくっていきたいんだというような要望がいくつか出ているわけです。だから、それらをかかなり配慮するということで、市側がつくった試案は、もちろんそれはそれで生きておりますけれども、その中でも、委員のご要望もできれば取り入れていただくということも配慮していると。ですから、ここに書いたような形で、初めは構想案をつくり、計画素案をつかって、最後に全員の審議、了解のもとで最終答申をつくっていく。こういう手順です。

若干、おっしゃる通り「試案」という言葉が、私どもが説明した中で入っておりますけれども、その背景には、そういうような要望を取り入れていることから、今、みたいな形で、始めたいなと、このように思っているわけです。

岡野委員

私も、この要望をいろいろさせていただいた内容そのままなのですが、そうしますと、このフローマップが実際にはどうなるのか。試案をベースに審議会で審議して答申し、庁内会議をすると、1回目の審議会ではご回答いただいておりますけれども、これは素案になるわけですね。

村澤会長

素案と言ってしまうと、素案になるかもわかりませんが。

岡野委員

それで、こちらの流れ。いわゆる市長に答申をする、やりとりがありますけれども、この流れとこのスケジュールがどうかみ合っているのかも含めて、このこっこのスケ

ジュールにこれがどう乗っかるのかね。今、お話されている、ちょっと不明確なので、説明いただきたいと思います。

村澤会長

まあ、私が12回ほどの会議予定を説明させていただきましたけれども、何回から何回までがどうこうで、第1回目の手順の枠の間に入るのかは、私たちではちょっと難しいと思いますけれど、これはひとつの流れであって、これを尊重してこれから審議を進めていこうというわけです。

岡野委員

庁内会議はどの辺りですか。

村澤会長

庁内会議は、随時ですね。公にきちっとした庁内会議で、ここで終わりというのではなくて、随時、この会議を重ねて行って、たとえば、全体会議で中間報告なんかをまとめた段階で、庁内会議はされると思います。

「はい、これで一回きりだよ」というのではなくて、たとえば第8回では、一応、構想素案の議論の全体審議がまとまりますね。この辺のことについても、やはり庁内会議として、計画素案の中に入れられるかどうかというようなことも、議論されると思います。

我々がここで出した意見がすべて計画案に盛り込まれるというものでもないし、できる限りは入れてほしい。その議論は、やはり庁内会議を通してなされると、このように思っております。

十分な説明ではないかわかりませんが、この辺について何か、市サイドで、私の説明で不足があれば、ちょっと追加していただければと思います。

<事務局>

すいません。今回お出ししたスケジュールと、かつてのスケジュールのこのフローが、若干わかりにくい所があって、申しわけないんですけども。

「試案」というのはあくまでも庁内で作成をいたします案ということになります。これを、この審議会にお出しする段階では、これを「素案」という形でご審議をいただくということで、このフローの中で何回か繰り返すような形になっておるんですが、最終的にはこの基本構想、基本計画につきましては、最終素案という形で答申をいただいた上で、計画案として議会へ問いかけて議決する。これは最終段階の話です。

それまでは、庁内で策定した「試案」を、それを素案にして審議をお願いし、それを反映したものを協議決定して最終案に持っていくと。こういうフローになりますので、ちょっとわかりにくいかわかりませんが、よろしく願います。

杉田委員

第一回目は、どちらかというと庁内会議で試案を作って、それを審議にかけたという形でもあるし。しかし、実際には、今日で第3回になりますけれども、まだ基礎データも作成する段階であるということで試案は出てまいりません。ですから、実際はこの3回は、どっちかといわれたら、まあ何も実りがないわけです。その間に、できたら、いわゆるいろんな意見を出して、そこをその試案に反映できるものもあれば、取り入れていただければということでございます。そうした場合には、フローをちょ

っと書き換えていただいて、いわゆる審議会からの意見反映、議会の意見反映と循環していけないのではないかなあと、そういうようなものに、フローものを少し変えていただければどうかと、このように思います。

村澤会長

今、この図にあまりこだわることで、先に議論が進まないとまずいんですけども、やはりある程度、幅を持って見ていただかないと。ただ矢印がどうこうというのではなくて、今日、日程表を説明させていただきましたけれども、構想案、あるいは計画素案、こういったものを順次整備していくわけですから、この間には、杉田委員が言われましたようなことが、随時、取り入れられていくと思います。

だから、「素案＝庁内会議」という図は参考までにしか書いていないけれども、この審議の回数を通して、先ほども言いましたけれども、構想案を作る段階でも、それから計画案を作る段階でも、当然、試案としての意味を持っておるわけです。そのときに、必要に応じて庁内会議はなされると、このように理解していただけると思うんですけど。

よろしいでしょうか。

はい、それでは、ほかに何かご意見ございますか？

阿部委員

ちょっとお聞きしておきたいのですが、地域審議会の考え方は、どうなってくるのでしょうか。一番初めに、「6月ごろを目途に基本構想案を諮問させていただく予定です」という書類をいただいておりますけれども、ここの審議会の間に諮問されるんだろうとは思っておりますけれども、もし予定がわかれば、教えて貰いたい。

村澤会長

具体的なスケジュールについては、今回かなりの回数で審議をやるということの説明させていただきましたから、おっしゃられましたように、6月の時点で地域審議会に諮問ができるかどうかは、当時と回数や時期がずれてきておりますから、6月にあまりこだわりますとまずいかわかりませんが、何らかの方法で対応はできると思います。

その辺について、ちょっと市側で、どういう場合には提案をなさるのか。もし、私の説明以上のことがあれば、追加説明をいただきたいと思います。

<事務局>

少し地域審議会をお願いする内容について、少し説明させていただきたいと思えます。今回、4つの基礎調査をご説明させていただきました。これにつきましても、各地域審議会の皆様に、3つぐらいのブロック別に説明の場を設けまして、この4つの基礎調査を説明して、ご意見をいただくという場を、5月中頃に考えていきたいなと思っております。

それから、6月に入りますと、基本構想素案を一応、庁内で策定してまいりますので、6月中に総合計画審議会への諮問をお願いしますし、同時に地域審議会のほうへも諮問をさせていただくということで、同時並行して審議が進んでいくということです。

途中段階で、その地域審議会の内容については、この総合計画審議会へもご報告を

させていただき、この審議の中へ反映をさせていただきたい。そんなふうに思っています。

村澤会長

この審議会の進行、日程、スケジュール、よろしいでしょうか。

先ほど説明させていただきましたけれども、これは決定的なものではなく、もし、また委員の中で、ちょっとこれはまずいよということがあれば、対応できるものは対応していったらいいと思いますし、柔軟に考えていただければと思います。

それでは、議題1番目の今後の津市総合計画審議会の進め方についてということの議題については、今、私が説明させていただいたような内容をご理解いただいた、承認をいただいたということで、次の議題に進みたいと思います。よろしいですか。

さっきも申しましたけれども、もし、ちょっとそこ、具合が悪いなあということがあれば、いつでも要望の形で出していただいても結構ですし、ここで意見を出していただいても結構です。それでは、次に移っていきたいと思います。

ただ今から、概要について説明をさせていただきますけれども、前回もちょっと申しましたけれども、30名の方が委員として来ていただいているわけですから、質疑応答する中で、やはり30名の方が1回は話を、質問をする、話を何かするというようなことを、私は前提に考えております。ですので、お一人の方が、言いたいんだけど我慢していただくということもあると思いますから、そのところは辛抱でも、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の議題「土地利用計画調査について」です。さらに公共施設利用・配置計画、この2つについては、先ほど申しましたけれども、詳しい資料は、皆様のお手元にお送りさせていただいておりますから、ご一読いただいたと思っております。そのため、土地利用計画調査について基本的には詳しい情報に基づきますけれども、だいたいの概略を紹介するという形で市側から説明していただくということで進めたいと思います。よろしいですか。

それでは、土地利用計画調査について、事務局の説明をお願いしたいと思います。

<事務局>

<「土地利用計画調査(案)」冊子について説明>

村澤会長

ありがとうございます。先ほど申しましたけれども、詳しいことについては、資料1として既にお送りさせていただいておりますから、そこをご覧いただければいいんですけれども。今、概要について説明していただいた、それと併せて、ご意見なり、いろいろな自分の地域の状況に照らし合わせて議論を出していただいて、お互いを理解したいと思います。

それでは、前回と同じように、しばらく今から自由にご意見を出していただいて、身近な事でも結構ですし、具体的に都市計画の中身と言われるような、大きな問題を提案していただいても結構ですから、ご意見をいただきたいと思います。

特別な順番はありませんから、今、説明していただいた内容について、どの項目でも結構ですから、ご意見、ご質問、いただければと思います。

杉田委員

土地利用の推進ということでご説明があったのですが、これは一番が都市計画区域等の見直し、適正な事業配置といったことですが、やはり今後は、持続可能性と、市街地の形成、災害に強い市街地の形成。つまり、今、防災とか、そういったもののほうが、いわゆる優先順位が高いのではないかと、順番が逆にさせていただいたほうがいいんじゃないかと、そういうふうに思います。

地震だとか、そういうふうなことが起こっておりますので、そういうことを踏まえた危機意識を持って、そういうふうなふうに考えられないのかなあと、これがご提言でございます。

村澤会長

防災を念頭に置いて、やはり災害時を想定したことを前提にした土地利用がまず優先されるべきではないかというご意見だと思うのですが、何か、これに関連いたしまして、ほかにご意見ございますか？

では、この辺について、市サイドでお考えいただいていることを、ご説明いただきたいと、思います。

<事務局>

今のご意見、安全、防災面を最重視して、何についても定義すべきではないかということで、現在、市としても安全というものを最重要視した施策展開を行っております。

ここでの内容は、あくまでも調査結果の整理ということになりますので、その項目について、順位づけまでしたものではございません。まあ、そういったテーマについてまずはご了解いただきたいのと、今後、安全を重視するといった気持ちは共通しておりますので、そういった観点での計画づくり、整理をしていきたいと、思います。

村澤会長

先ほどの杉田委員のほうからご指摘がございましたけれども、災害時を想定した、安心、安全のための利用ということについて、今後、計画素案を作っていく中で配慮していただくということで、ご理解いただきたいと、思います。

岡野委員

ちょっとデータで教えてほしいのですが、12ページですね。森林の森林法について、ご説明いただいているのですが、地域森林計画対象というように、先ほどお話がありましたけど、その面積が4,659平米、津市全体で7,100平米ほどありますけど、それもどういう部分がどの程度なのか。地域森林計画の対象のものだけでも除きましたら3万平米ぐらいしか残らないわけですが、その間に保安林が含まれている。ちょっとこれがおかしいのと、それから、もう一つは、14ページに水道水源保護条例がありまして、「水源指定が変更される可能性」とありますけど、そのあたり、もしお分かりなら教えていただきたいと、思います。その後で、また、ご意見をお願いします。

村澤会長

市のほうで、まず保安林の件について、説明していただきます。あとからお願いしたいと、思います。お願いいたします。

<事務局>

すいません、順番が逆になりますけど、水道水源保護条例についてご説明したいと思います。現在、運用していますのは、旧合併前の市町村の水道水源保護条例、これをそのまま適用して運用しておりますので、まだ、新市としての条例が制定されておりません。そういうことで、これが制定した段階で、津市全体を見て、もう一度、区域をチェックすることになりますので、そこで変更をする可能性があるということで、ご理解いただきたいと思います。

村澤会長

その件、よろしいですか。それでは、次に保安林、森林に関してのご説明をいただきたいと思います。

<事務局>

申し訳ございません。保安林のデータがすぐございませんので、調べる時間をいただきまして、わかり次第、またお答えをさせていただきたいと思います。

村澤会長

では、今日の会議が終わるまでに準備できたら、お願いしたいと思います。

岡野委員

そうしますと、それだけ自然との関わり具合が相当多くなってきてございまして、5番目の豊かな自然環境の保全活用とか、全部当然、面積も半分以上が森林といいですか、地域森林の計画対象運用林ということになるわけでございますけど、この津市の中に大きな河川ですね。水道水源の保護のほうにあります、雲出川、それから安濃川など大きな河川が流れています。そのほかにも、いろいろ河川の状況をうたわれておりますけれども、こういった自然保護。それから先ほど言われました防災の面、あるいはいろいろ地域特性に応じた市街地の形成等におきまして、雲出川流域、そうした自然を含めた上での雲出川ですと、美杉、白山、一志、久居から津までと、横断的に全部のエリアをまたいで安濃。そういったことで、それぞれの川における流域特性を横断的に見た上での一体感の醸成といいですか、そういった意味で共通アイテム。今ここに出されております、計画的な土地利用の推進の中で、いろいろな項目がありますけれども、川をつづって、共通項目が各地域にわかりますよね。

もちろんそのほかにも、これから出てくる公共施設のいろんな問題もありますけれども、そういったところの横断的に見た、共通項における各地域の一体感を持っていただくというか、それを目指す。いわゆる情報の河川を中心にした流域構想といいですか、そういうのも、ご検討の項目に入れたらどうかという感じがします。

村澤会長

そうですね。ネットワークを念頭に置いたまちづくりは非常に大事なことで、岡野委員が言われましたように、やはり河川の流域のネットワークというのは、非常につながりが深いまちの流れだと思います。

その辺、何か市のサイドで、お考えになっていることなど、ございますか？

<事務局>

今のご発言のとおり、合併いたしまして、上流域から下流域までを包括できるエリアを有するようになりましたので、今後、こうした議論の点を踏まえて検討していきたいと思っています。

村澤会長

合併によって津市の中に一つに入っちゃって、非常に利用計画を立て易いですからね。だから、ぜひ総合計画の中で一つとして考えていただくということで、お願いしたいと思います。

ほかに何か。それでは、内山委員お願い致します。

内山委員

資料3の5ページで、津市の持つポテンシャルを生かした土地利用の誘導性というテーマを掲げてコメントされておるわけですが。私どもの近くとか、サイエンスシティという中で、工業団地の造成が拠点開発をして実施されていて、かなりの年月がたっております。

これらの土地の利用状況、販売といたしますか、企業立地状況が、今回いただきました資料の28ページに、サイエンスシティにおける若干の企業名として書いてあるわけですが。現在の活用状況、あるいは遊休地があれば、その辺の状況はどうなっているか、ちょっと教えていただければありがたいと思います。

村澤会長

内山委員のほうからご質問がございました。資料の28ページにいっぱい詳しい資料が出ておりますけれども。

<事務局>

詳しい数字が必要でしたら、また、あとで用意をさせていただきますが、簡単な状況だけ説明させていただきます。まず、サイエンスシティは約165ヘクタールございますが、ここには業務機能・流通といった産業面での分譲地が約90ヘクタールほどございます。

また、バイパスの所は未造成ですので、まだ完全に造成しておりません。

全体からいきますと、今までの分譲は、約39%という状況です。特に流通については全部の区画は、今、そういう状況になっています。それから、ニューファクトリー、戸木の工業団地の奥になる部分、市街地ですけれども、ここにつきましては、大きな所では凸版印刷が入っておりますけれども、約半分の状況でございます。

村澤会長

よろしいですか。ただいまの説明で不動産の状況につきましては、若干、理解できたのですが、今回の都市計画の土地利用計画の中で、やはり亀山と、三重県北部地域についてはかなり展開が有望とされているという報道がされておったときに、津市にはポテンシャルはあるのだけれども、なかなかアクセスがよろしくないとか、いろんなことが言われておって、これも一つの大きなテーマになるだろうとは思いますが。

そこで、ここに新たな拠点を整備検討することが望まれると、ただいまのコメントされたわけですが、具体的に何かそういう拠点整備のための、特別な構想でもございますか。

<事務局>

これにつきましては、津市の北部でどうこういうことは特にございませんけれど、旧津市の総合計画の中には、中勢バイパス、高速道路の結節点ということで、インター周辺の土地利用というのが構想の中でうたっております、この土地の利便性を生

かした、ポテンシャルのある地域をどう考えていくかというところの具体的なものについては、まだ特にございません。

村澤会長 よろしいですか。

内山委員 すいません。市長の所信表明の中にも、企業誘致の話がありましたけれども、これは何かどういう場所に、どの制度、あるいは将来性を含めてどういう考え方に基づくものか、ご説明いただければ。

村澤会長 その点、いかがですか。何かわかっていることがあれば。

<事務局>

市長が申しております、企業誘致ということでございますが。やはり産業の基盤ということになりますと、まず税収効果とかそういうことから言いますと、外部から広域的に企業が立地すると、そういうことが就業面であれ、税金の面であれ、将来に向けた基盤になるということでございますけれども。

今の企業の立地状況は、先ほどもご説明したような状況ですが、やはり市長はこの任期中に今分譲している所は、全部誘致をしていきたいと。

特に、今の経済状態は非常に好環境といえますか、非常に問い合わせもたくさん来るとい状況でございますので、今の機会を捉えて、市長自らトップセールスで海外も含めてやっていきたい。こういうところで、進めていっております。

村澤会長 それでは、杉田委員お願いいたします。

杉田委員 ここのインター周辺についてです。平成18年3月に、1千万円かけて1年間、調査されました。それで、こういう概要でもよろしいから、その結果を少なくともこの30人の審議会の委員の方が、一応、お配りをしていただきたいと、こういうふうをお願いしたいと思います。

それから、もう一つですが、これはポテンシャルを生かした土地利用となっているんですけども。いわゆる我々から見ると、実はインターがあるから非常に便利ではないかと、こういうふうな言い方なのです。しかし、企業側から見ると、伊勢の高速は支線なのです。いわゆる亀山は本線が走っておっても、津は支線なのです。したがって、企業がいろいろなものを作って行くのに、あれではいわゆる効率が悪い。

そういう意味合いでは、津市そのものが、いろいろな幹線、国の幹線に沿っていない。いわゆる支線であるということ、我々は初めから自覚してかからないと駄目ではないかな。もう一度、その辺から見直しが必要なのではないか。私はそのように思っております。

村澤会長 後半のほうは、非常に難しい質問を何かお話しいただいたんですけども、前半のほうの資料というのは、もう一度、ちょっとどういう資料ですか？

杉田委員

これは「津市都市計画 市街地整備計画等計画作成業務報告書」の概要（平成18年3月、津市）というので、津インターチェンジの所を開発するにあたって、いろいろな調査をいたしまして、これを都市再生機構という所へ出して、その結果、一年がかりで1千万の経費をかけてつくったわけです。

これについては県、市議会も含めていろいろ議論をされました。この問題点は、ここへも出ていますけれども、特にインターチェンジ周辺には、投資的土地利用の可能性が高いところから、産業立地の基盤整備を図る。こういうことなのです。そうすると、すぐ企業誘致となるわけです。

企業誘致というと、企業が来ても採算が合わなかったら出て行ってしまうわけです。本来でしたら、企業立国だったらものづくりか何かで、市が計画をし、そのこの地元が計画を立てて、市が資本を呼ぶ。地方も呼ぶと思う。そういう方向へ21世紀は変わってくるのと違うか。

そんな企業来てくださいよ。それで、あかんようになったら勝手に出て行く、そういう意味合いでは、きちりこうした計画を、プロジェクトを立てて、そして、どういう産業がいいのだろう。そして、21世紀型のどういう産業をつくるのだ。そして、それを有して、いわゆる海外も含めて、資本を呼び込むようなセールスをやっていたきたい。従来型のいわゆる単なる企業誘致というのは、今までどれだけ我々がえらい目に遭ってきたかというのがあります。全部、採算がとれなくなったら出て行くわけですから。

この辺もよく踏まえた上で、お願いをしたいなと、こういうふうに思います。

村澤会長

なかなか難しいことであって、企業の中に意義を信じておるわけですから、やはり採算がとれなければ、非常にそこにちゃんと行き付けるといのは、難しい問題も出てきますわね。そういったことを念頭において、企業技術については、今、言われたことも十分配慮した誘致をしていただくような形でいかがでしょうか。

それから、先ほどの資料ですけれども、それはどこが出しているのですか。旧津市ですね。その資料はもし、参考になると思われるのであれば、津市のほうで、次回までに用意していただくということで、お願いしておきたいと思います。

それから今、杉田委員が言われたように、その資料というのは、津市の市サイドも十分準備していただく予定ですけれども、さらにまだ、目が届かない。あるいはまだ、委員のほうがよく知っているというような資料があれば、やはり委員会で言っていたいて、委員のほうで用意して頂くと。議論を考えて、より深めるために、皆さん方も資料を出されてはどうでしょうか。

何か、市のほうでご意見ございますか。

<事務局>

先ほど具体的な利用はないと申し上げましたが、今現在農業上の利用がされていますが、そこへ具体的な計画はまだないということです。

これについては、旧市街地の中で位置付けをされておりまして、先ほどお出しいただきましたが、可能性調査として調査をした概要です。排水問題とか、いろいろ基盤整備上の課題もありますし、そういった可能性はどうだといったところを調査して、

基本的な所をまとめています。

これにつきましては、あくまでも旧市のほうで作成した内容でございますので、新市ではまだオーソライズがされたわけではございません。ちょっと関係部局とあたっていますけれども、用意できるものであれば用意させていただきたいと思ひますし、ちょっとまだ、公表できる、オーソライズされたものではないということであれば、その辺はまた、検討させていただきたいと思ひます。

村澤会長

そうですね。すべての資料が、どうのこうのというわけではないですけれども、ものによっては、公開できない状況のものはちょっと難しいけれども、皆さん方の中で、これは公表したほうがいいというものは、あればどんどん言っていただければ、準備したいと思ひます。

これは、前回は引き続き、やはり津市をお互いに良くしようということで、4つの基本調査をもとにして、説明していただいたわけですが、今のこの土地利用計画調査について、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

小泉委員

資料3の5ページに、「魅力的な田園環境と農村集落の形成」ということが書いてございます。この中に、今、現地を見ていただきますと、非常に惨憺たる姿がおわかりいただけると思ひますけれども、もう山林は荒れ放題、農地のほうも遊休農地も非常に増大していること、目を見張るものがございます。

これの大きな原因の一つに担い手がない、後継者がないと、これは当然、考えられることですが、それ以外に有害鳥獣類の被害が非常に大であるということです。新聞で熊が現れたというのはご存じだと思いますけれども、そういったものをはじめ、人間にとっては非常に都合の悪い。すべての動物と共生ということは、私もよくわかりますけれども、人間が住みにくい環境に今、変わりつつあるということが大変なことだと思うのです。そのことが原因で、農作業に従事する意欲を喪失しているということも考えられると思ひます。

そういったことで、今では個人でも鳥獣類の害から自分たちをなんとかしようというように考えておりますけれども、市として何か対策をお考えいただいていることはありますでしょうか。

村澤会長

山間部にお住まいの方は、お分かりになると、常に経験されておると思ひますけれども、これからだんだん大移動というか、いろんなものが出てきます。これはちょっと地方に出ていただいたらわかると思ひますけれども、耕作放棄地はたくさんある。ますます里にそういう動物がどんどん出てきて、被害が増えておるわけですね。

その辺の所は、いろんな対策が既に以前から言われておるんですけれども、具体的には何か今、津市のほうで対応しているものがあれば、ご紹介させていただきたいと思ひます。

<事務局>

美里地域からちょっとお話しさせていただきたいと思ひます。猪とか猿につきましては、な

かなか集団で出没してきますので、今としましては、有効な手だてはないようでございます。

それと、従来美里のほうで、ちょっとやっておったのですけれども、猿の捕獲網等を設置しておったのですけれども、猿を捕獲しましても、相手も生きておりますので、すぐに殺すわけにはいきませんし、引き取っていただく所が、なかなかないというのが実態で、私もいろいろ大学の研究室のほうやら、お願いして引き取っていただいた実例もありますけど、猿が捕獲網に入りますと、どうしても自然環境の中と違いますので、すぐに死んだりします。そういう処理も、大変、自治体も詰まっておったりしますので、これといった特効薬も、なかなか今のところ、見つからないのが実態です。

村澤会長

十分なご返答ができないようではございますけれども、現状はそういうことだということで、ご理解いただいて、今後、何か対策を考えていこうということで、今日はここまでにしたいと思いますが、ほかの方がいかがですか。

内山委員

今の問題に関連して、よろしいですか。

ただいまの遊休農地が相当拡大してきておると。しかも、土地の所有者が高齢化して、耕作放棄地が、これは全国的な傾向で、皆さんご理解いただいておりますが、そしてさらに前回のデータでも、人口がこれから減少して、米の消費量が減ると。さらに、水田の減反化が、今は32%、34~5%ぐらいいつているかわかりません。これがさらに、将来20年、50年ということを見通したときに、何%まで増えるのか、50%程度は、水田は要らなくなるというような予測もあるわけです。しかも、土地所有者は高齢化して、これから農地はどんどん減る。そこで、先だってある新聞に、遊休農地を集約して活用するとか、日経新聞ですけど、例えば、市町村レベルでそういった土地を借り上げる。ないしは、購入する。そして、それを美しい田んぼにする、あるいは畑にする人に貸すと。相対でそういう契約ができれば、一番いいでしょうが、なかなか行政が入らないと、そういう土地の流動化が進まないというような実態があるというように、私も理解しておるものですから、こういったことに市のほうで、美しい田園都市構想というからには、こういった遊休農地、あるいは減反化が進んでおる水田の農地についてです。たとえば、お花を植えるとか、美しい都市づくりの一貫として、行政の積極的な対応が必要になるのではないかと。

こういうように考えておるものですから、今後の検討課題でございますけれども、先ほどの「(4)魅力的な田園環境と農村集落の形成」というテーマが出ておりますので、ぜひ、こういった視点でのご検討をお願いしたいと、こういうふうに思います。

村澤会長

そうですね、やはり山村の課題ということになると、非常にいろんなご意見があると思うんですけれども、総合計画の中で、どういう具合に再生していくかということも、一つの大きな柱として書いていただきたいと、そういうことで、お願いしていきたい。

木下委員

2点ほどお願いします。今のお話にもちょっと関連するのですけれども、5番目の

豊かな自然の所の、グリーンツーリズムとか、都市と農村との交流とかですね。二地域居住のここにありますが、行ったり来たりするということなのですから。国のほうでもそういったことを推進しているようですが、私もこれにちょっと一時期、踊らされたのですが。実は、この都市型ゾーンの方々は、特に私の友人などに聞きますと、こういうことは、お金も時間もあってこそできることで、そんななかなかきれい事じゃないよという感じなのです。

だから、こういう言葉をきれいに並べ立てても、先ほどの猿だとか、猪だとか、それから荒廃が進んでいるとかいうことが見えてこないのが、現状はもうちょっと厳しいんじゃないかなあと。やはりちょっとこれはきれいに並びすぎているのではないかなというのが、疑問を感じているのが1点と。

それから、それに関連して、広域でやっぱりなんていうのですか、ネットワークの構築というのがあるのですが、私自体、広い津市で、どうもぶどうの房がお好きなようですが、私はどちらかというと、パッチワーク的だと思っているのです。個性を認めないと、駄目だなと。

つまり都市と美杉のほうなんかは、ものすごく違うのです。合併したことによって、だんだん人口減少という話も聞きますので、広域よりも、もうちょっと身近な隣町への行きやすさということのほうが大事で、ここにいろいろ書いてありますけれども、要するに狭い地域。こういった所での、まずつながりがあって、全体につながっていくネットワークのほうに持って行っていただきたいなと、今の特に美杉なんかの現状を考えますと。

それから、津のなぎさまちも、四日市と津市と松阪と出てきて、共倒れになるのではないかというニュースも新聞などに書いてありますが、そういう所も、ちょっと危惧するところなんですね。夢は確かに世界に広がったって思っていたのですが、どうも現状はいかなるものかなあと、そこら辺の厳しさがちょっと見えてこないなあとという感じがします。

それと、最初、ちょっとさっきの元に戻ってしまうのですが、先ほど杉田委員がおっしゃられた問題も、実はつい最近、大門だよりも同じようなことが書いてあったのです。だから、市民側はこの話がずっと進んでいるような感じになっちゃうのです。ですから、そこをきちんと説明する責任があるのではないかなというふうに感じました。

村澤会長

そうですね。おっしゃるとおりで、地域によっては同じ農村といっても、ここに書いてあるようにグリーンツーリズム、確かにこれは綺麗ですけども、現実として利用する段になったらどうかという面もあるし、とかいって、そういうことをすることによって、地域の開発にも役だっていく面もあるわけですからね。

だから、両方ありますから、地域の特性によって決めていかないと、総合計画の中でどういうふうに取り組んでいくかということが、だいぶ違ってくると思うんですね。

それから、イメージに基づいた不動産みたいな形の一つの地域づくり。それはそれで、非常に結構な一つの案ですけども、おっしゃるとおり、やはり地域ごとの特性

というものはやはり伝統的な文化とか、あるいはそこに住んでいる人の習慣とか、そういったものは、そこ独特のものがあ、地域は地域でまとまっていくのも、一つの安心・安全の生活になるわけだから。やはり、そればかりというわけにはいかないし、やはりぶどうの房的なまちづくりも、まあどっちもですね。やはり環境、地域、こういったに応じて、取り入れていくような都市計画をつくらないと、なかなか難しいと思いますね。

だから、10市町村が合併したからといって、一括してどうのということではなくて、やはり従来の市町村の良さも残したような形で、まちづくりをするような形で、計画を、素案をつくっていただくというようなことも、市のほうに要請しておきたいと思います。

吉田委員

資料3の4ページの(1)「都市計画区域等の見直し」の所でございますが、都市計画が行われていない所があって、市街化調整区域に隣接した都市計画区域外において、都市的な土地利用が見受けられている向きがございます。たぶんこれ、やや田舎の辺りの場所だと思っておりますけれども、具体的にはどういう開発がされているかとか、ちょっとお聞かせ願いますか。

村澤会長

市のほうでわかっている部分があれば、説明していただけますか。

<事務局>

既存の大規模な団地が調整区域から外側の線引きしない区域にたくさんあると思うんですけれども。たとえば、白山町であれば、白山台とか、それから久居であれば青葉台とか、かなり大きい団地が外に出来てきております。そうした所を指しております。

吉田委員

そういう場合、規制というのはかからないのですか。

<事務局>

都市計画区域内であれば、都市計画法の開発許可というのが必要であるのですけれども、これはその外にありますので、そういった開発許可は要りません。あくまでも、市の指導要綱だけですので、基本的に規制がかからないというような状況です。

杉田委員

今、おっしゃられましたけれども、実は、ただいま国が進めております、中心市街地活性化、それから都市計画の改正、それから大規模小売店のいわゆる立地法。この三法で、これまでは市街地地域とか、そういった所へ大型店が出てくるのをOKだったのですが、国そのものが1万平米以上は、いわゆる一応、規制ということになっております。

したがって、今度は他市に行きますと、いろいろ皆さんのご意見を聞きながら、まちづくり条例みたいなものをおつくりになって、やっぱり中心から密度を高めていこうというような施策をとられています。

これについて私はずっと自分なりにほかで研究してきましたけど、その辺の所は十分に検討していただいて、そして基本計画の中に文言として盛り込んでいきたい、こ

ういうように思います。

村澤会長

はい、また杉田委員のほうには、いろんな研究の成果が出ましたら、委員会に披露していただきたいと思いますね。  
それでは濱野委員、お願いします。

濱野委員

先ほど意見も出ましたけれど、津市の人たちが集まってまちづくりをすることは良いような気がしますけど、現実、もらった資料を見ても、700人、800人ある学校はといったら、高茶屋小学校や西が丘小学校、南が丘小学校です。現実には、その津市の周りの所に住んでいるのが現実です。

このまちづくりをするのに、防災や何かを考えるのなら、今、一番住んでいるレベルから、まちづくりを考えてほしいと思います。そこから、中心地、駅はどう行くか、市役所はどう行くか。先ほどは建物も含めて放射線状に言いましたように、周りの森林がどう行くかというより、中心地から考えると、あまりにも周りが遠いような気がしますけど、今、私たちもその津の周りのたくさん住んでいるような所は、本当に羨ましいような感じがします。

ですから、あそこらを、防災や何かを含めると、中心として、その住み良さを含めて、まちづくりを計画してほしいと思います。

村澤会長

はい。その辺のことで、何か津市のほうで、ご意見を持っていられたらどうぞよろしくをお願いいたします。

<事務局>

防災につきましては、やはり既存の中心の市街地も重要ですし、多く人口が住んで見えるちょっと郊外の大きな団地とか、そういう所も既存の所については、やはり重要視していく必要があります。

ただ、ここで申し上げますのは、やはりこれ以上、外部に大きな団地とかを入れて、人口がはじめていきますと、当然その、道路とか、下水道とか、そういう基盤整備も必要になってまいりますし、将来的な行政コストがものすごく大きくなっていきますので、そういったまちづくりについては、将来持続的な発展をしていこうという中では、あまり将来に負担がかかるようなまちづくりは考えていこうと、こういうことで整理しました。

濱野委員

よろしいですか。現実には、森のまちも含めて、まだまだ周りのできる要素が多いですからね。そこへ置かれていないと、役所のほうではそれは困るといいながらも、よく考えてそこをつくっていかないと、こちらの計画しているのと、違う形になっていくような気がしますね。

村澤会長

そうですね。はい、それでは、どうぞお願いいたします。

若林委員

都市計画でございますけれども、真ん中に刑務所がある。これは移転問題とか、そ

ういうことは、何も出ていないわけですか？ 何か問題になっていることはないのですか、お聞きしたいのです。

村澤会長 昔はそうでもなかったのですが。

若林委員 景観、大きな問題ですよ。

<事務局> そういった問題視をされる方はあるかと思えますけれども、まだ具体的な話としてはなっておりません。

村澤会長 そうですね。やはり市そのもののものではないから、いろんな意味では難しい面があるのでしょうか。

大窪委員 ずっと土地の活用の話が出ているのですが、数年前に大雨が降りましたときに、23号線がずっと低くて、冠水して、車がブカブカ浮かんで、かなり地盤が低いまちというのを痛切に感じまして、移動するのも恐くて。久居のほうもかなり低い地域がありました。

この中では、都市ゾーンとされている所が、結構、そういう部分がありましたので、今ある住宅についてどうこうというのは、ちょっと難しいかとは思いますが、これから考えていく中では、そういうことも必要なのではないかと思うのと。それから、そういう地盤が低い所の、あるいは資料などもあれば、少し考える手だてになるのではないかなと、一つ思いましたこと。

それから、災害についても、もう一点、避難する場所ですね。この間の災害のあれでも、テレビで見えていまして、ほとんどがお年寄りの方で、車椅子の、あるいはやっぱり体を骨折したとか何かいうと、やはり車椅子になってきますので、管理されているのかどうなのか。避難所とされている所が、すべてがバリアフリーになっているかどうかということも、少し津市として、考えていただいているのか、ちょっとお伺いしたいです。

村澤会長 では、前半のほうで、津市の浸水ハザードマップといったものの整備は、どこまで進んでいるのかという質問。それについてご説明いただけますか？

<事務局> 浸水ハザードマップというのが既につくられていまして、雲出川、安濃川の流域について線を引いておりまして、その中に避難所の位置も示したようなものが、各戸に配布をされているというふうに思っております。

村澤会長 それは、公表しているわけですか。

<事務局> もちろん公表しています。

村澤会長 旧津市だけが、公表しておるんですか。

<事務局> 既に各戸に配布をさせていただいています。

大窪委員 でも、そうですね。これからもいろいろという、市街地活性化といっても、その中心市街地が低いので、それをさらにまた、そこに何かを建てるとか、何かをしようとかいうのは、非常に難しいのではないかという話を、言いたかったのです。

村澤会長 はい。それから、後半の部分の質問ですね。特にそういった災害時のお年寄りなんかの対応は、どのような体系になっているのかなという点ですけれども、そこら辺、少しもしおわかりでしたら、よろしくをお願いします。

<事務局> 避難場所ですけれども、それについては、避難所として特に設置をするということではございません。公民館ですとか、学校ですとか、そうした公共施設を、避難所として位置付けております。そういうことで、当然の公共施設ですので、そういった中でのバリアフリーという考えは、持って行く必要があるだろうと思いますけれども。たぶん今、それが完全にできておるかということ、難しいと思いますので、今後の課題になっています。

木下委員 すいません、一言言わせてください。  
今、私はボランティア活動で、バリアフリーとかユニバーサルデザインでトイレマップを作っているのです。そういうことで、市のほうともっと我々自信も、本当はもっと連携しなくちゃいけないし、結構、いろいろ信号を送っているのですが、なかなか受信していただけないのですね。  
だから、民間のボランティアセンター、津市のほうにもありますよね。そういう所で、結構、バリアフリーマップ、それから車椅子の方ですと、最近新しい公共施設とか、時には消防署も、一つの避難所になっているという、非常に安全ですよ。  
そういう現実もありますので、そこら辺ももうちょっと横の連携というのですか、そういうのがありますので、ぜひ、ボランティアも使っていただいたらありがたいなと思います。

村澤会長 そうですね。ボランティアの活動も、非常に身近なことですから、ぜひ、利用できるように、計画の中に盛り込んでいったらどうでしょうか。  
では、大田委員をお願いします。

大田委員 たくさんあるのですけれども、せっかく細かい資料を出してもらったのですが、辞書を引かんとわからない言葉がたくさんあるのですね。これはぜひ、もっとわかりやすく書いてもらわんと、広辞苑しか載っていない言葉があります。また、あとで事務局のほうへ言いますから、これが1点目。  
それから、今の防災の観点からハザードマップが出ましたが、旧津市でアンケート

調査をしております。これは、6万6千世帯をやっておりますが、それができると、今の大窪さんが言われた、あるいは木下さんが言われた車椅子のことも含めてね。やはり全市域に拡げていきたい。こういうふうに、考えております。

そうしますと、「誰を、誰と誰が助けに行くのだ」というようなネットワークまでつくりたいと思っております。これをぜひ、津地域だけではなくて、全市。新旧問わず全市にやっぱりそのことを、自主防災組織をつくっていただいて、今のお話を進めたいというふうに思っております。

それから、これも指摘になるのかもしれませんが、資料の1で19ページですか。ゾーンの問題が出ておりましたが、拡幅問題には触れておりません。ゾーン拡幅、いわゆる道が狭いということです。実態調査をすれば、そこら辺をちょっと受けてもらうといいかなということが一つ。

それから、資料2の46ページ。各支所とか総合支所の1日の利用件数が調査として抜けているのではないかと。ぜひ、付け加えて欲しいなと、私は思いました。

村澤会長

その件は、また3番目の時に出てきますから、またそのときにも併せて。では、溝口さんのほうから。

溝口委員

すいません、4ページの「(2) 地域特性に応じた市街地の形成」という所がございまして、この土地利用計画調査の点で、課題という形でいくつか挙がっている中で、この部分がちょっと非常に閉鎖的でイメージしにくかったので、教えていただきたいのですけれども。

まず、題名のところの「地域特性に応じた市街地の形成」という形になっています。下から2行目の所に「津市の特性に応じた」ということになっていますので、こういったことをイメージして、こういうところの地域特性というものを進めているのかというのを、お聞きしたいのと。

それから、2段落目の所に、「今後は市街地の「量」を確保することよりも「質」を充実させる。」ということで、この「質」という所は、その次に書かれているような、「誰もが安全で安心して暮らせる良好な」という部分で、とらえられてもらえばいいのか。また、ほかに何か、私的な部分で考えてもいいのか、そういう所をお聞きしたいです。

それから、最後のところで、「既存の都市基盤を有効に活用した生活拠点を配置し」という所の、ここの生活拠点というのは、こういったものを指されておるのかということ。

それから、市街地ということですので、ある程度、限られた所になってくると思うのですけれども、そういった中での「クラスター状のコンパクトな市街地」というのが、ちょっと私なりにイメージできませんでしたもので、その辺をちょっと解説していただければ、非常にありがたいのでお願いします。

村澤会長

まあ言葉の難しさというか、なんというか。表現は私もわからない所もあるんですけども。この辺の所をちょっと再度説明していただけますか、お願いいたします。

<事務局>

まず、「クラスター上のコンパクトな市街地を形成していく」という部分ですけれども、これは、本冊のほうの30ページに、現在の津市の居住地域が、主として黄色で塗られていると思います。先ほどまちづくり3法という話がありましたけれども、今後、日本全体が人口減少していく中で、都市の一般経費を考えているのですね。なるべく市街地の高密度化を図っていく。そういった所の基調があるわけですけれども、今回、津市は10市町村が、合併いたしましたして、実際、現場を見ますと、都市部を中心にしまして、山間地に居住ゾーンが広がっているという状態になっております。

それぞれ、これまでに、地域特性に応じた生活、あるいは、その生活圏の形成がされておりますので、まずは、こういったものを大切にしていこう。そういった上で、実際にコンパクトな市街地。無秩序に、市街地を拡大させないという意味で使っておりますけれども、そういったものを考えたときに、こういった形状なのか。これはイメージになりますけれども、道路に沿って集落がひっついているということからすると、ブドウの房状のコンパクトな市街地形成。そういったものが、まずは、イメージできるのではないかと。そういったことで、ここの記述は、書いております。

それと、2点目の量を確保することよりも、質を充実させることに重点を置くというのは、先ほどご質問の中でもありましたけれども、居住地の安全性とか、安心性を高めていく。組織的な行動を図るといこと。さらには、最近「協働のまちづくり」というものが進んでいて、市民の方々自らが、自分たちのまちをより住みやすくする。そういった様な活動も行われておりますので、質を充実させるというのは、市民の方々から見て、より住みやすい環境つくっていくということで、とらえております。

あと生活拠点でございますけれども、これは現在も各地域において何らかの生活拠点を中心に、その居住地が広がっておりますので、そういった拠点というものを、より明確にしていこうということ。その拠点を中心に、コンパクトな市街地をつくっていくという意味での使い方になりますので、よろしく願いいたします。

溝口委員

すみません。いまのお話を聞いていますと、たとえば、イメージとしては都市ゾーンでの考え方の市街地ということによろしいですね。それとも、全域の中で、市街地という位置付けになるのでしょうか。

<事務局>

クラスター上のコンパクトな市街地の形成と言うのは全域をとらえて考えております。そうすると前半部分で、課題となってきたところが、書かれておるのですけれども、ここで書かれている課題というのは、大規模商業店舗の立地とか。中心市街地とか、イメージとしては、都市ゾーンのような足し算のようなイメージになるのですけれども、ここで書かれていることは市域全体のことということになるので。

村澤会長

そうですね。ここに、表現していただいた文章は、これは別に、この文章ではなくて、状況を説明している文章ですから、若干言葉として、不適切な言葉も入ってゆくかもわかりませんが、その都度、もしおわかりになりましたらご質問していた

できれば。それでは、若浪委員、お願いします。

若浪委員

1番初めに、資料3の5ページ。(5)豊かな自然環境の保全・活用という問題と、それから6ページの河川流域ネットワークによる生活文化圏の形成というものがあります。この2つは、特に密接な関係があると思いますので、これはやっぱり進めていく上では、やっぱり2つを関連づけて、処理して進めていってほしい。といいますのは、こちらを立てれば、こちらが立たずといったような問題になっているのかなと思うからでございます。

村澤会長

そうですね。それでは関連して。

阿部委員

今までのお話とちょっと関連するのですが、私はこの新市のまちづくりの基本理念ができたときから、ずっといつも見守っていることがひとつあります。

というのは、今のクラスターというのは、僕はそれぞれの地域が、活性化された地域があってというふうに見ておったわけです。そうしますと、基本理念のひとつである活力のある多様性を持った、こういう年寄りなんか、今日の資料にもある「多様性に富んだ何々の活動による」とか、そういうこととつながってくるのです。だから、今日いただいた資料の6の3ページにあるように、多様な市町村の合併で、地区がパッチワークのような生かされた個性になるか、非常に厳しいように感じるというのが、ここが私のわからない所なのです。

実際一体化して、統一的思想で物事を進めようという、中心活性化、それから地域の活性化。活性化するためにはそれぞれの地域がやはり一番大事なのは、予算人事権というのが、物事が力を持つもどかと思うのです。そういうものが、失われているようにも聞いているので、そこがどうされるのか。一番テクニックの使いどころかなと期待しておりますけれども。

これからの問題に含まれるかもしれませんが、今のお考えがあれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

村澤会長

その点、どうですか。

<事務局>

10の市町村が合併しまして、地域特性のほうは非常に多様なものがあるわけですが、やはり今後、生活を通じた中で、それぞれの地域特性をいかに出して、いかにその地域に合った振興が図れるか、そういった所が非常に重要ではないかと思っております。

特に今後は、先ほども少し触れましたけれども、協働のまちづくりであるとか、地方分権、そういった流れを考えると、地域行政については、非常に大事な点でもございますので、そういった点、ないしは行政改革になるかもしれませんが、そういった点を、すべて地域行政をいかに円滑なものにしていくか。あるいは、まちづくりにとって有効なものにしていくのか、そういった点も含めていきたいと思いません。

阿部委員

いずれにせよ、それがうまくいけば、本当に、全国に胸が晴れるような合併をやったということになるのかいなと思っていますので、よろしくお願いします。

村澤会長

それでは岡野委員のご質問で、休憩に入りたいと思います。

岡野委員

休憩に入ったのですが、申し訳ございません。

合併に伴う、先ほどから言われている行政区域の広がりによって、住民と行政の距離が拡大する結果、自分の意見が、合併後の施策に反映しにくいということも、まま聞くわけです。そういったことから、10市町村といえますか。各エリアといえますか。自立的な運営の保障システムというものを、私はこういった、いろんな分野における中身で、そういう保障システム。自立する地方分権とか何かよく言われていますよね。そういう運営の保障システムを作り上げていくというようなことも大事なのではないかと。そういった意味で、従来積み上げてきた、いわゆる行政と住民の信頼関係を維持し、発展していかなければいけないわけですから。そういう意味で、市民、市町村レベルで実施するにふさわしい自主的運営の保障システムを構築する。

さらにもうひとつ。いろんなことを、一元的に地域事業やら、いろいろ地域があるわけですから、そういった所での住民と行政の関わり方が多様でありますから。必ずしも、全域に同じことを、同じようなことで提案というか、まとめていこうとか、そういう活用をする必要は無いのではないかと。だから、地域の需要に応じて適用する事業を選択して、これはこうだと。違うことがあってもいいわけです。ここが違うとね。そういうようなことを、それぞれのアイテムで、横断的に見てこの項目だったらこの項目だけを検討されると、見ているとなっていますので、そうではなくて、先ほども言いましたけれども、全地域に同じそういう共通事項がありますから。技術的な内容も含めまして。そういうのをご提案したいと思います。保障システムを作り上げる。

村澤会長

そうですね。難しいと思いますよ。地域のいろんな何か、それをまた地域ごとにお金の面、人材の面。こういったものがまず先に出てきますね。だから、そこをいかにうまく地域に向かって、それをつなげていくかというのが、非常に難しいと思いますけれども。総合計画の中で、どれだけそれを反映できるか。今後、検討していきたいと思いますが、また、そのときも、いろいろご意見をいただきたいと思います。

それでは、ここで10分ほど休憩して、また次の議題に入るなり、今の件について継続審議をしたいと思います。よろしくお願いします。

(休憩)

村澤会長

それでは、時間がまいりましたから、再開したいと思います。今日は、前半のほうで、ちょっと統計資料についてのご質問ができて、まだ準備ができないということで、市の方がいろいろ資料を探していただきました。それが手に入ったそうですから、その資料について、少し説明を前もってやっていただこうと思います。それでは、

よろしくお願いいたします。

<事務局>

本冊の12ページに書かれました保安林のデータですけれども、12ページをお開きいただきますと、そのうち360ヘクタールが、水源管理を、土砂流通防備、土砂崩壊防備等を図るための保安林ということで、民有地の保安林が、この9362ヘクタールでございます。

これ以外にここには記述がございませんが、国有林のほとんどは、保安林になっておりますけれども、728ヘクタールございまして、合わせまして、約1万ヘクタールが保安林ということでございますので、よろしくお願いいたします。

村澤会長

よろしいですか？

それでは、いまの土地利用計画調査について、まだご意見をお持ちの方がおられると思いますけれども、大田委員のほうからも先ほど意見が出ましたように、公共施設利用・配置計画、これにも非常に関連してきますから、ここで、時間の関係上、「公共施設利用・配置計画調査について」、これも説明していただいて、要するに土地利用計画と合わせて議論をしていこうと思います。

では、議題3の公共施設利用・配置計画調査について、ご説明いただくようよろしくお願いい致します。

<事務局>

<「公共施設利用・配置計画調査(案)」冊子について説明>

村澤会長

ありがとうございます。土地利用計画調査についての議論を途中で終わって、今、「公共施設利用・配置計画調査」を説明していただいたのですけれども。あと残り時間は、この2つを合わせて、かなりご意見の中にも関連した質問が出ておりますから、こちらのほうでも、あるいは両方にまたがっても結構ですから、ご質問、あるいはご意見をいただいて、少しでも理解していただこうと、このように思っております。

それで、できれば、まだあまり発言をされてない方がご意見を出していただければ、ありがたいなと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

柏木委員

すいません。土地利用計画のほうですが、よろしいですか。資料3の4ページですが、「計画的な土地利用の推進」という所のの部分でお尋ねします。今まで、大変に有意義な議論がされてきてまして、よい議論ができたかなあと喜んでおりますけれども、これはやっぱり最終的には、法律に基づく都市計画区域規定という所が、大きな重要な要素に、今後、線引きに対してのポイントになってくると思うのです。

現在でも、計画区域がある所、ない所も、市域の一体感、公平感ということは、ここにも書かれていますが。指定区域も不公平感があり、されていない所も不公平感があります。これによって、エリア外に団地ができていくような所もありますし、大変、私はこれに注目しているんですが。津市としては、この議論、どのような検討がされていて、どんな案が出ているのか、教えていただきたいと思えます。

村澤会長

今、ご質問がございましたけど、市街化調整区域の線引きの問題ですね。どこを、  
どういうぐあいに今後、考えていくのかというご質問、お願いいたします。

<事務局>

今のご指摘は、非常に重要なポイントでございまして、ここに書いてありますように、この都市計画区域のエリアをどのように見直すのか。非常に利害も絡んでまいりますし、市の一体感や公平感という面にも、非常に影響を与えてまいりますので、市としては、慎重に進めていきたいと考えております。

今回の総合計画の策定に当たりましては、各部門計画との連携ということで、特に都市マスタープランについても、併せて検討していくことにしております。策定期間については、都市マスタープランのほうが約1年遅れで策定をすることになってまいりますけれども、当然、内容としては、総合計画との整合を図っていくということで、現在、下のほうで準備が進められておりますので、現段階で、こういうことですよというような方針とか、考えはありませんけれども、今後、計画づくりに向けて、鋭意方向性を調整していきたいと考えております。

村澤会長

今の説明によれば、むしろ逆に、委員の中でご意見とか要望があれば、この際、出していただいて、都市計画の中で生かして、次年度の都市マスタープランの中に入れていただくと、このような考え方でどうでしょうかね。

関連の質問ですか？ はい、どうぞ。

柏木委員

今のお答えで結構だと思うのですが、私もこれから、結末も含めて、意見を述べさせていただきたいと思います。

ちょっと今のことと外れますが、傍聴者の人が2名来ていまして、資料がないとか、傍聴席は決まっていますが、以後、傍聴席は決まっておりますが、ぜひ、資料を差し上げていただきたいということを、お願いしておきたいと思います。

村澤会長

いや、私も気がつかなくて、傍聴の方、申し訳ございません。ぜひ、資料を提供させていただきたいと思います。はい、では、お願いいたします。

川西委員

では、ちょっと経営理念のお話になるかもわかりませんが、10ページですか。その前からなんですが、施設の再配置、これにかかわった部分なんですが、基本的な方針を定める。あるいは地域バランスを考慮してと。こういうような当然のことが出ているわけなのですが、先ほども不公平感というような言葉が出てきたわけですが、いろいろな施設の配置について考えられる場合に、それぞれの種別というのでしょうか。たとえば、生涯学習施設は、生涯学習施設で、スポーツ施設はスポーツ施設でと、個々に考えられる場合が多々あるのではないかと思います。

そのことによって、公平感が出てくる場合が、もっと具体的に言えば、たとえば、ある地域にあまり喜ばれない施設。焼却場、あるいはし尿処理場などの迷惑施設ですね。斎場とか、あるいは、今、問題になっております白銀の施設。そういうような施設

が、やはり集中して、同じ地域にある。

逆にそれらの地域には、喜ばれる施設というのでしょうか。公の施設なり、生涯学習施設というのは、全く見あたらない。たとえば、それが一つの小学校区に集中している。こういうふうなことが、現実にあるわけでございますね。そういうふうな現実を見た上で、地域バランスを考えていただきたいと思うのですが、やはりそれは一つの種別のものを作るときに、地域バランスを考えるだけではなしに、たとえば、そういう迷惑施設を検討するときには、相対してといいましょうか、喜ばれる、ぜひ作っていただきたい施設、その辺との関連の上で地域バランスなり、考えていかないと、行き詰まってくるのではないかな。その辺を思うのですけどね。

村澤会長

そのとおりですね。その辺の一般的なお考えがあれば、お願いいたします。

<事務局>

施設の配置ということですが、まず、利便施設というのですか、利用される施設については、それぞれの施設の利用形態、その地域の皆さんがどういう利用をされるかという観点から、施設の配置を考えていく必要があると思いますし、今言いました迷惑施設というのも、これはご意見ありまして、それぞれの施設の条件等をクリアしていかなければ、なかなか立地は難しいと思うのですけれども、当然、そういった迷惑施設が立地をする段階でありますと、当然、迷惑な施設ばかりという訳にはいきませんので、周辺の環境整備につながる施設であるとか、そういった所の配慮しながら考えていくことになるのかなと、そういうように思います。

ここで整理しますのは、まずは、利用される施設をどういうふうな配置をするかということで、また不要施設についても、それはそれで、市全体を見て考えていかないと、いけないということです。

川西委員

この迷惑施設というのは、どこに点在しているのでしょうか。

<事務局>

大きなものしか今は頭に浮かばないのですけれども。たとえば、下水道の汚水処理場。これが、流域下水道ですと、かなり大きなものがありますので、一つは雲出川、場所でいきますと、雲出の伊倉津町になります。それから、このエリアの下水道施設になりますと、中央2処理区ということになりますけれども、これは、安濃川の河口の地区にあります。それから、志登茂川処理場、これは現在、建設中ですが、これが白塚地区ですね。それから、今、ごみ埋め立て処分場、これが、白銀ですが、これは片田地区になります。

それから斎場がございます。これは、旧津市の斎場が一番大きいと思いますけれども、これが、青谷地区ですね。思いつくのはこういった地区です。

竹林委員

皆様の意見をお聞かせいただきまして、大変レベルの高い話だといって、喜んでおります。全般的につきまして、ずっと見ていたのですけれども、やっぱりアクセスだとか、あるいは基幹道路だとか、そういう所が、なかなか少なく思います。

たとえばゾーンで会ったり、あるいは、今の施設であったりすることが、唯一ここ

出てきたのは、なるべく1本の道路で到達できるように整備するというのが、道路についてよく書いてあるのですが、やっぱり地域の発展は交通から。それはバスであっても、列車であっても、あるいは道路であっても、交通に違いないわけであります。

特に基幹道路、あるいはアクセスということについては、もう少し織り込まれたほうが、この全体的な計画のレベルが上がるのではないかということをやっと考えましたものですから、意見を言わなきゃいかんということで、ちょっと言わせていただきました。

村澤会長

そうですね。5ページの公共交通ネットワークの構築ということで、少し説明していただいておりますけれども、やはり先ほどいろいろ議論の中で、まちとまちをつなぐという、やはり交通ということが、一番重要ですから、その辺のことも、やはり計画の中に、いろいろな形で取り込んでいただくということで、お願いしておきたいと思います。

川端委員

いつも津市のキャッチフレーズの言葉の中で、「海から山まで」という話が出てきます。海から山までというのは、全く変な話で、山から海だと思いますけれど、高い所から低い所。だから、旧津市を中心的な考え方の中で、海から山までという話は、根本的には間違いであろうと思います。山から海、上から下、下から上、上から上へと。

それは別にしまして、山から海までの距離が大変長いのですね。白山とか、美杉とか、奈良県の隣から海までということで、私は久居の住民ですが、久居からここまで来るのに、まだ空いている時は早く来られるのです。たとえば、今日は5時に終わって、帰る頃になりますと、30分で着くのです。普通だったら15分で行ける所が、だいたい5時半ぐらいになりますと、40分以上もかかりますね。

白山、美杉の方は、もっと時間がかかります。だから、道路網が一番大切だと思うんですね。せっかく合併をやって道は変わっていない訳です。だからこの道さえあれば、いい道さえあれば、どこへでも通じてしまって、当然、支所なんかは、そういう所は減らしていかなければやっていかれないと思います。

だから、道をもっと造って、特に中勢バイパスでも、何かよくわかりませんけれども、松阪のほうまでは、はっきりしていないようで、とても残念に思います。久居から四日市まで、要は、高速道路で40分ぐらいで行けるのですね。ところが、久居から津まで40分かかるといことは、これは広域合併してよかったのか。逆に久居と四日市と合併した方が便利になるよ、という考え方もあります。それを、やっぱり何にしても、道路、交通利便性が大事だということです。だから、そういうことを十分考えていただいて、公共施設の配置とか、廃止とか、統合とか、やっぱり交通利便性。道路を第一に考えていただきたいと思います。

前もクラスター状という、ブドウの房状ですか。という話が出ていましたけれども、それは、ブドウの実はできるでしょう。ですけども、ブドウの実に栄養分を送るのは、枝ですね、道です。そういうのが大切であろうと。幹線だけではなくて、幹線から動脈と静脈も必要であろうと思います。

特に学校や何か30分ぐらいの通学圏ということが、考えられていますけれども、それは本当に、生徒の通学ですから大切な道であると思います。明るいというか危険のない道。こういうのも考えていただいて、道を中心、道路を中心にやっぱり計画を考えていただくというのが、基本的なものであるのではないかなというように考えます。ぜひひとつ、道路をつくってもらうのもいいし、既存の道路を利用して、便利にどこでも行けるというふうに考えていただきたいということを要望いたします。

村澤会長

わかりました。こういうネットワークの構築ということに絡んでくると思うのですが、法整備なんかのことについては、津市のほうでは何かお考え、政策的なものがあるのですか。

<事務局>

道路整備につきましては、広域的に連携する幹線道路、県道なんかが多いですけれども、これにつきましては、合併の時に策定をいたしました。新市まちづくり計画の中で、こういった連絡道路の整備というのを書いておりまして、これは計画に基づき促進していただきたいと思っています。

また総合計画の中では、こういった道路の骨格ですね。どういった道路が、どういうエリアと結びついて、拠点を形成できるかといった所を、ある程度整理していきたいと思えますし、市場の中でも、特にこういった地域の戦略をするような道路については、重点的に考えるようにしていきたいと思っております。

村澤会長

幹線道路でも、県道が中心になると思いますけれども、やはり先程の質問の中にもありましたように、市道の果たす役割と言うのも大きいと思います。その辺も含めて、計画の中では考えていくようにしましょう。

川端委員

今、山のほうから海と考えられているのでしょうか。いわゆる中勢バイパスは津市の真ん中の縦断ですね。いわゆる施設の設置場所とかよりも先に、道路を考えなければ、施設の問題も難しいと思いますけどね。統合、廃止するには、やっぱり道が大事だと思われれます。「地道」という言葉がありますね。地道というか、道を考えていかないと、地道には増えないというように思います。以上です。

村澤会長

こちらの方に行きましょうか。

生川委員

スポーツの関係ですが、9ページから10ページにかけて、スポーツ施設の記述がございます。というところですね。よくまとめてもらってあると思っております。これを早急を実現する方法というのを、考えていただきたい。2010年には、全国大会があります。国体規模のマスターズという大会があります。その5年後には、全国高校総体があります。その間に、全国中学校の大会がある。いろいろな大会が目白押しなんですけど、三重県の中の代表都市でやろうと思っても、やれる場所が、残念ながら1カ所もない。

今、県でよく問題になっているのは、プロ野球がやれない、Jリーグもサッカーも

やれない。日本の国で島根県と三重県だけなのです。それを、盛んに言っているわけです。ところが、この津市に置き換えると、三重県の中で、津市は全国大会規模の大会は、1個もやれる所がない。これがいちばんネックになっています。

それから、既存の施設をうまく利用しようということで、スポーツの関係者はいろいろ苦心をしているんですが、残念なことがひとつ。行政の人たちが、専門的な意見を聞いてくれない。たとえば、古道公園のテニスコートは市の中心に6面あります。作った当時は、5面です。無駄が多い。海浜公園が3面です。4面できるのに、なんぼ言っても3面のままで、もう10年来ているわけです。

そういうような現実がありまして、もう少しそういう所は、早急に対応するとか、専門家の意見を聞くとか。分科会に、これから大いにそういうところで、研究をしていきたいと思いますが、この記述としては、私は、書いていただいて、ありがとうございます。感謝します。以上です。

村澤会長

おっしゃる通り、ぜひ要望を出していただきたいと思いますね。

今井委員

私からも発言させていただきます。今日は会長さん、ずいぶん日程も時間設定からずいぶん苦労されて便宜を図っていると思います。今日は、第3回のこの資料を読んで、意見交換ということですので、その部分で、このようにして、全員が発言できるような配慮をしていただくのだと理解しております。

今日、この4つの基礎調査のうちの、あとの2つを、今日は説明を受けるということが、やはり一番大事なことだったと思います。その中で、4回、5回と進んでいく中に、ある程度踏みこまれてと、そういうふうに会長さんが運営されておるといいます。という意味で、私もこの資料に2回ほど目を通させていただいて、今日参加したわけではありますが、両方とも、私は実情と現況、それから、これはそうあるべきだということも含めて、見事に網羅されておると思うわけでございます。家でも読ませていただいた中でそう思っておったわけではありますが。この内容の中で、このことはどうかという意見は私、差し控えさせていただいてまいりました。

それに入りますと、仮に山林の問題になってくるといいますと、水井中勢森林組合長もおみえですが、山林、森林、林業まで入っていく。あるいは二地域居住といったような、美杉の場合には、若い子が出ていって、美杉の高齢化率が45パーセントになっており、お年寄りひとりでおっても、お年寄りだけが家でおっても若い子が面倒みてくれないと一緒に生活できないと。したがって2カ所で生活しておるといふ。そういうことは、部分的に入ってきます。

おそらく当時、村の総合計画が今の美杉をそのまま網羅しておる。それ全部が、私どもの意見であるわけでございますので、これからも、この4回、5回の中で、いろいろ会長中心に整合を図っていただいて、これから分科会というかそのようなこともされていくと思いますが、この大勢の委員さんが発言できて、それぞれ満足のいくのは大変難しいそうでございますので、これからもひとつよろしくお願いしたいと思います。

村澤会長

またテーマを決めて、分科会で充分、全体会議ではなかなかいい意見が言えないという部分もありますからそこで議論していくという対応でよろしいですか。

内山委員

先ほど、スポーツ関係のことについて言及されたわけですが、今回、公共施設の利用と配置の考え方について、 . . . というところでまとめられておるのですが。これは、私はもう一つ、健康増進施設といいますが、健康管理関係施設といいますが、そういった視点の施設の活用、利用といいますが、あるいは場合によっては、新しく作るかといったことも含めて、総合計画に入れていただくというのではないかと思うのです。

といいますのは、実は私、河芸地区の委員ですけれども、河芸地区が合併するに際しまして、皆さんご承知の通り、河芸には「町民の森」というのがありまして、そこが今現在、総合支所とグラウンドとか、公民館とかたくさん施設があるわけです。その中に、かなり老朽化の問題が起こって、それを再整備しようとしたときに、将来津市に合併するのだから、少し待とうじゃないかと。

そして、その河芸の町民の森を新しい津市の北側の玄関口として、たとえば、鈴鹿市とか、場合によっては亀山の方にもご利用いただくような、何か健康増進のものを考えようということで、ご議論がありまして、町長さんの段階ですけれども、早い話が、温泉プールの構想が出てきたということです。

それをたまたま、北部サイエンスシティーの土地があるし、あそこにグリーンパークがあるわけですから。あの辺で津市と遠方からの交通アクセスを利用して、そこに健康増進のためのセンターをつくったらどうかと。

中身は、簡単に言いますと、温泉プールでございますが、合併の際に1年半かけて検討したものを、合併の際に津市に提案されたら、私は町長から伺っておるわけです。したがって、こういったことも健康増進という視点を、公共施設利用の3つの分類のひとつだけの中に入るのか、もしかすると、項目を起こすのか。

要するに、これからシルバーがたくさん増えて、健康をぜひ維持していくということが大きなテーマになるわけですから、そういった視点での分類も、ご検討いただけたらということで、ご提案させていただきたい。

村澤会長

市長の公約の中にも、そういったことで何か健康増進のような施設を建設するような構想は何かあるのですか？

<事務局>

確かに、元気な津市づくりという中で、健康な体づくりというのは非常に重要な課題になってくるかなと思います。そういうことで、今後は、単なるスポーツということではなしに、健康増進を含めた観点から考えていく必要があるかなと思います。

先ほど温水プールとか、そういう話をさしていただきましたけれども、ちょっとプールについては、スポーツ施設の中で、整備をしながら進めていきたいと思っています。ここでちょっと計画の中では健康増進の機能についても、ちょっと考えていきたいと思っていますし、この津市の中を見ても、温水プールといいますが、旧津市の市民プールとか、健康増進だけで言いますと、美里の保健センターも温水で、健康づ

くりの設備もあるということですので、そういった機能の配置も、視野に入れて、考えていきたいと思います。

村澤会長

簡潔にお願いします。

生川委員

簡潔に言います。先ほどの河芸の話ですが、プールはありますが水は入りません。ですから、この資料を見ていただくと、ここのプールの欄には、河芸のプールは載っていません。第3回資料の所の18ページからは外れています。テニスコートも上にありますが、これは埋め立ての土地に作ったので、雨が降るたびにデコボコです。

内田委員

もとは新田であったと。それが、昭和53年ごろですから、相当時間が経って、地盤沈下が起こって、もう今更、そこにプールはムリであろうと。もしやるとすれば、ものすごくコストがかかるという判断で、今、おっしゃったような、ブレーキがかかっておるわけです。

村澤会長

適切な施設の配置という所で、また議論していただくということで、そういうメンテナンスをどうしていくのかというようなことも大事な視点ですね。

生川委員

それで、専門的な意見を聞いてくれと。それで、作ってくれということ、先ほど発言したわけです。それを活かしたということですね。もう全部見にいったのですよ。それから、もうひとついいですか。この資料のテニスコートの欄に、「オムニ」と書いてあります。オムニというのは、特定の製品の名前なのです。砂入り人工芝と書かないと、このまま出すとちょっと格好悪い。以上です。

村澤会長

畑井委員、お願いします。

畑井委員

畑井でございます。第3次行政圏のことにつきまして、意見を申し上げたいと思います。行政圏の考え方が、ここで出てきたわけですが、将来の第1次、第2次に対する第3次という形で、中学校区を束ねる形の新しい行政圏をこれからつくっていくということだと認識をしておるわけです。

その考え方で、A案、B案と出されたわけですが、これは、あくまでも旧の10市町村を母体にした区分けではないかと思っています。

昨年、津市が合併しまして、一体感を出しましょうということがいろんな文章で書かれているのですが、はたしてこの10市町村を舞台にした行政圏づくりでいいのかなという疑問がございます。

そこで、一つなんとしてでも提案させていただきたいのは、津市の場合、道路網でいくと南北軸から東西軸でございますけれども、その東西軸で考えますと、伊勢別街道があり、163号があり、165号があるという形です。それぞれの所で言いますと、志登茂川、安濃川の流域、それから、安濃川、岩田川の流域。それから、雲出川の流域という形で、流域を考えますと、一つの考え方というのが出てくるのではない

かと、思っているわけです。

そこで、行政圏というのは、やっぱり生活文化圏と一体化したほうがいいと思っておりますので、今日の文章の中でも、河川流域ネットワークによる、生活文化圏の形成というのが一つの柱として出されているわけですが、そういう中で、流域としての第3事行政圏というのが考えられないでしょうか。

第3案になるのか、却下されるかどうかわからないですが、そういう形で考えていただいたほうが、道路軸の関係からいきましてもそうですし、山から海までの水の流れを考えたときに、この防災対策上というか、そういう形の処理というもの、その中で流域ということを考えるということによって、できるのではないかという風に思っております。

村澤会長

おっしゃるとおりですね。新たに線を引くのが、非常にいい結果が出るというのは、在り難いのだけけれども。しかし、住民がずっとそこで生活されて、親しんでいるわけですから、そこをどうのように訴えていくかというのは、難しいですね。市のほうで、何かお考えがあれば、どうぞ。

<事務局>

行政圏について、貴重なご意見をいただきました。最後に、行政圏を考える場合に、市民の皆さんの生活行動。たとえば通勤通学であるとか、買い物、そういったものの結びつきを考えて、業政権を説得する場合もあろうかと思えます。そういった場合には、どちらかという東西です。ですから南北に3区分するとか、4区分するような形が、今の実態に近いのではないかと思いますけれども。

また、会長がおっしゃられたように、数多くの市町村が合併をしている。それで、新しい行政圏というものを設定するときに、旧市町村を全く無視して設定をするといったことで、市民の皆さんからどれだけご理解が得られるのかなというようなことも考慮しまして、現在、2案を示しております。

あくまでも、これは案でございますので、またいろんなご意見を踏まえて、検討を深めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

村澤会長

もし、委員のほうで、何かそういう区分とか、そういう試案があれば、また御披露いただいて、検討するのも、ひとつの要望の実現だと思うが、ぜひ実現していただければと思います。

西川委員

西川と申します。総合支所の在り方をお伺いしたいのですが、いろいろ話を聞いておりますと、総合支所の支所長さんは全然、権限がないそうです。だから、下にもう少し、例えば、1,000万円なら1,000万円とか、そういう権限のある支所長にしていきいたきたいと思えます。

なぜかという、たとえば小学校の窓ガラスが割れたと。それが、修繕を言われたと。その程度で、わずかのことです。しかし、それを全部、本庁へ行け。本庁から色々指示があるという所です、そうやっていくと行きたがらない。

村澤会長

はい。私もそれ、ちょこちょこ聞きましたね。そこら辺の所、ちょっと市の対応について、説明をいただければ、お願いいたします。

<事務局>

総合支所の支所長の権限ということで、いろいろとお話をお聞きしているんですが、職務権限上は、お金の執行にしましても、契約にしましても、一定の権限が与えられておりました、たとえば契約でいますと、150万円とかですね。それから、施設の管理。たとえば、施設の管理、道路の補修とか、そういった管理は総合支所でできるようになっていると思います。

ただちょっと、これまでは、その執行について不慣れな点があって、なかなかそれが実施できなかった。今後は、そういった権限をスピーディーに施行できるように、だいぶ人事で、本庁とも入れ替わりがありましたし、もう少し様子を見ていただけたらなと思います。

岡野委員

関連して、総合支所と本庁との関連ですが、検討の方向として、ひとつご提案といえますか、当然、地域の実情に応じた対応をされるということと、それから、行財政の効率化、あるいは広域的な観点から言われていますけど。そういうことからの、検討の方向に対して、いまお話しがありましたように中身ですね。要するに、総合職というのはなんなのだと。というのは、現地解決型の総合支所を設置して、私たちは、今は若干、仕事の区分や割合がよくわからない部分もありますけれども、助役（副市長）も地域担当で配置する。それが、いろんな所の内容に合ってくるのではないかと。要するに、いろんな方向を検討するにも、これも、本庁機能の集約による業務効率の向上とありますけれども、総合支所の在り方を中心に、まず検討した上で、本庁がなんなんやと。総合支所が担えない、あるいは補うことができない機能を、うちが担当するというような考え方をぜひ、持っていただきたい。

そういった意味で、総合支所の位置付けが、地域解決型の総合支所である。あるいは住民の意見を聞き、集約する機関であるとか、住民に対する地域活動を支援するとか、そういったことで、位置付けをはっきり。

あるいは先程おっしゃった権限の問題ですけれども、事業にかかわる予算執行権がどうなのか、本庁に対する要求権限は出すと思うのですね。あるいは事業実施のために使える、一定の予算額を持つとか、あるいは、権限移譲における事務の処理といえますか、そういうことの権限をどうするのかと。

それと住民に対する役割をどうしていくのかというようなことを、一度、具体的に、配置部門だとか、業務ウェイトとか、いろいろなことを含めて、ゼネラルマネージャとか、助役に相当する特別職を、条例に基づいて設置するとか、いろいろな考え方があると思うのですけれども。

本当に総合支所というのは何をすればいいのか。総合支所があるのだったら、本庁はどうするかということ、逆の発想で、ここにちょっと織り込んで頂きたいと思います。

村澤会長

そうですね。要するに合併したメリットが、どれぐらいの形で現れるかという観点

から、やっぱり考えていかなければいけないですね。

では、水井委員、一言お願いいたします。

水井委員

水井でございます。いろいろ皆さんから、ご意見を聞かせていただいて、私もなかなか都市部、細部までいろいろなわからない点が多くて、非常に参考になりますけれども、いちばん気づいたところは、やはり大きな市になって、ひとつの物差しでどういった総合計画ができていくのかというのを、やっぱり考えていくときには、非常に自分でも不安があるわけです。

そういう中で、やっぱり旧市町村、それぞれに総合計画があり、それぞれの将来ビジョンも描いて見えたわけですし、また課題解消に向けての取り組みもされておったわけですから。今まで、いただいていた資料の中にもそういったものもうかがえないこともないんですけど、もう少し何かそういったものを、特色をピックアップしていただいたような資料があればなという気もします。

自分なりに、もう少し勉強をしたいなという気もしておるのですが、やはり総合計画は地域にも多少光も当たる、そういうものが見えてくるような総合計画にしてほしいと思います。それにどういう形で取り組むべきか。ということを微力ながら考えていきたいと思います。

確かに、おっしゃられるように、地域それぞれが考える課題と申しますのは、まったくとらえ方も違いますし、現実も違うと思います。先ほど、鹿の問題も出ていましたけれども、今、本当に山村の領域はいちばん生活を脅かす大きな問題であるというのは、私も、昨年もある会議に出て、いろいろ話しておったのですが、もしこれがなくなったら、もっと老人もやる気を出して元気になるだろう。

だから、健康づくりよりもむしろ、そっちの方に優先していただくような政策も必要ではないかと思います。最近、特に今井委員も美杉から出てきてもらっていますけれども、交通事故ですね。鹿と衝突したというような交通事故は、非常に事例が増えてきたわけです。だから、これは万が一、大きな事故になれば、そういったものも含めて大変な訳で。

そういうことがないと、なかなか解決されないという気もしないでもないですが、やはり都会の皆さんに、現実には深刻だということも理解していただけたらなと思います。地域を皆さんに見ていただくということですので、そういう事例も紹介しながら、特に山では鹿の対策で、年間、本当に何千万円というような損害額が出てきておるわけです。木は植えても植えても、一夜にして食われるという。こういう実態があるということも、皆さんにご承知いただきたいなと。

それから、もう一点。土地利用ですが、土地利用計画ということで、いろいろな法律に基づき、その制約の中で、知恵を絞って、民間主導型に何を働いてきたかと思うんですけども。どちらかという、行政が後追いになってしまって、開発後に水が集中して、遊水機能もなくなって、おかげでどんどん被害を受けるという事態もあります。やっぱりそういう面では、そういう新しい指標をもう一度、きちっと見直して、十分な配慮をしていただく必要があるのではないかと思います。

村澤会長

やはり明るい見通しが持てるような、具体的な問題解決をどうしたいのだという案を出していただければと思います。

水井委員

まあとにかく今、産業として、森林、林業にかかわっておる人たちを、元気づけるというのは、本当に至難の業ですね。

村澤会長

具体的に、どういうことやったらいいのかということとは。

水井委員

そうですね。やっぱり木を切って売って、それで生活できれば理想ですけども。一例を紹介しますと、切った後、植えるのにだいたい150万円ぐらいかかります。それに獣害対策として周りをネットではるのです。こうしていくと、1ヘクタール2万円をこえるのです。

ところが、40年、50年育てて、なでるように枝も落とし、間伐も打ち、育ててきた山がどのぐらいの値段かということ、だいたい150万円から200万円です。でも、その現実の山の価値というのは、ほとんど変わらない。

ですけども、やっぱり自分の代に、山をお金にしたいということで、お金にならなくてもいいので、わずかでも処分してくれとか、伐ってほしいとかいうお願いを、私どもにかなり来ています。私らも、もうしばらく我慢してもらったら財産価値もあるし、とにかく間伐だけでもして、頑張りなさいと。少しでも間伐収入が得られればということで、我々としても、非常に真剣に検討するのですけれども、今の材木の価格からいくと、もう絶対に採算が合わないということで、山に捨てざるを得ない。これは、いつも津市との議論の中でも、この問題が課題になっていまして、なんとかしたいなという気はしておるんですけども。やっぱり一番に利益につなげるというよりも、もう山をなんとか元の状態に戻すという事しかないのかなという気がしますけど。

多少、明るい面も出てきていますので、抜本的な対策というのはございませんけれども、関係者としては、みんな努力していかないといけないと思っています。ただ、いまひとつ森林について議論していただくとすると、環境面では、そういう公益性の機能という視点での、やはり皆さんから少しでも協力をいただいて、補助金なんかで整備していく以外にないのかなと思います。

もう道もなければ、どうして木を出すかということも、当然、皆さんから相談を受けますが、なかなか道ひとつつけるにしても理解が得られない。自分の山に道をつけたら、便利なのですけども、「煩わしいことは一切したくない」「ほっといてくれ」と。財産として残しても、子供はいない。子供は山がどこにあるかわからないということで、自分の山がどこにあるのだという照会は、本当に1週間にひとりは必ずみえますね。だけど、私どもも、それに答えることができないものですから、非常に将来に不安を持ってやっているわけです。

ただ、皆さんにいろいろ知っていただくということで、理解を得ながら、頑張っていきたいなと思っています。以上でございます。

村澤会長

ありがとうございました。

若浪委員

幼稚園の関係で、ちょっと聞きたいのですけれども、まずは、就学前の保育。教育ニーズに対しての行政が担うべきサービスについて、基本的な方針を整備するというふうに謳ってあるのですけれども。これに関連しまして、資料2の4ページの表があるのですけれども、旧津市、久居市の幼稚園は、4歳児と5歳児だけです。ほかの旧市町村は3歳児から受け入れております。この辺の経緯と、今後、少子化対策に係りまして、今後の考え方をちょっとお伺いしたいですけど。

村澤会長

幼稚園あるいは保育所、こういったことで、いろんな一体化とか、いろんな問題が出てきておりますけれども、何か津市のほうで、そういう対策・対応が何かあれば。

濱野委員

ひとついっしょに聞きたいんですけど、よろしいですか。

街と違って、田舎のほうは幼稚園が統合されていますけれど、保育園もいっしょにしていただかないと、親御さんがたまりません。小さいもので。そういう所まで、進めて考えてみえるかどうか。

<事務局>

最初の質問でございますけど、旧津市等につきましては私立の幼稚園が多い。あるいは、保育園の関係ということがありまして、3歳児保育はしていないということで、4歳児、5歳児ということの現状ということでございます。それ以外の地域につきましては、私立の幼稚園というのがないということから、地域によっては3歳児から幼稚園に受け入れるというところがあるというのが、今の合併前からのそういう流れがあって、今こういうことになっているという現状でございます。

村澤会長

幼保一体化は、たとえば白山なんかはそういうのを一体化してやっていますね。近年は、そういう傾向が強くなってきています。そうでないと、幼稚園が持たなくなってきましたから。そこら辺の所、津市がもし何か策があれば、お願いします。

<事務局>

幼保一元化ということは行革の中でも出ているのですけれども、今の時点としましては、幼稚園は幼児の数が減ってきていますけれども、保育園は逆に増えているということで。それを施設として一体にした施設は、今、白山とか、そういうことでございますけれども。これを一元化してやっていこうと思いますと、その幼稚園の先生、保育園の人の採用が足らん問題とか、いろいろありまして、なかなか直ぐにはいかない課題はあるのですけれども。方向としては、やっぱり一緒に考えていく必要があるんじゃないかということで、ご理解していただきたいと思います。

村澤会長

所轄が大分、違うのです。幼稚園は教育委員会、保育園は健康福祉部でやっているわけで、その一体化しているいろいろ難しいのです。国も認定子供園ということで、一体化した施策を今、進めていますね。そういったことも、総合計画の中で入れていけばどうでしょうか。

最後になりましたけど、中山委員、お願いいたします。

中山委員

すいません。スポーツ関係の施設の現状の中で、資料にない現状を言っていた分ですけれども、施設はこんなにたくさんあるなということで逆に感じさせてもらったんですが。現実こういうふうな施設の利用が、どのくらいあるのかという資料が欲しいなということを思いました。この中の今ある施設すべてを、維持管理していかなければならないのか。これはすべて、行政としては大変なことなのだろうということになれば、利用者がどれくらいあって、年間どれくらい使われているのかと言うのが、統廃合や全体的なコスト削減とかいろいろなことにつながっていくのでは。また、車で行って停められて、いい施設であれば、ちょっと遠方でも出掛けていくのでは。

テニスコートひとつにしても、民間のテニスコートですと芝らしいですね。私も、テニスもやりますし、プールなんて言ったら、素晴らしいプールですね。ああいうふうなものにしていけば、テニスをやる人は元気な人だから全国へ行くわけですね。

そういう考え方の中で、この施設何かをもう少し見直すということも必要なんじゃないかという風に施設のほうでは思わせていただいているところです。

村澤会長

やはり適切な配置と、それを市民が利用できる体制づくりといいですかね。私もいろんな施設、ホールをちょっと見てまいりましたのですけれどもね。そういうふうな方に聞くと、「月に何回このホールを使うのですか？」といたら、月に1回か2回ぐらいしか、このホールは使わないというような施設もあるわけです。

だから、やっぱり何か市民がうまく利用できるような、仕掛けとか、あるいは交通整備して30分ぐらいで行けるとか、そういうことをやはり考えていかないと一体化した本当の市のまちづくりはできないと思いますね。

そういったことを、今後、計画案の中に盛り込むように皆さんがたのご意見を出していただきたいと思いますね。

吉田委員

私はちょっと施設を使ったことがないので、分からないのですが、そのスポーツ施設なんかをお使いの時に、使用料はある程度有料化していく必要があると思うんで、その辺はどうなっていますか。

村澤会長

すべての所は言えないですけれども、いくつかお聞きした所は、今までは町の時には100円が200円ぐらいの対応だった。しかし、市になってから1,000円とか、2,000円とか、そういう費用がいるとかですね。

あるいは、施設を、例えば、福祉団体とかなんかが借り受けて、そこのクラブのメンバーになって、そこを使用するために200円ずつ払うとか、形態はいろいろまちまちですね。

だから、今ほとんど公的施設は有料になっているのではないのでしょうか。全部調べてないから分かりませんが、だいたい私が回った所はすべて有料ですからね。

吉田委員

もう少し経済的に、どのくらいとればいいのか。もうちょっと検討する必要があるま

すね。

村澤会長

そうですね。また、分科会でご意見を出していただいて、煮詰めていけばと思います  
すね。

今井委員

内容についてではなく、自分の所のことを申し上げて申し訳ないのですが、スポーツ施設の中に、パターゴルフ場が入っていないのです。私は、これを読んでいて、ほかの財産目録というか。ほかの施設として掌握されておるのか。それとも、落ちておるのと違うのかなと思いましたので、それをちょっと最後に聞きたかった。

もうひとつは、資料1の32ページですけれども、こんな小さな事はどうかと思うのですが、(3)自然環境保全ゾーンの中で、真ん中の方で「土砂災害や水害防止当」のこの「当」という字は、これでいいのかどうかということ。

もうひとつは、資料2の21ページの下から3行目、「(このため、ほかと比べると、やや規模が小さい。)」となっているのですが、これで文章としてはいいのかなと思って。小さなことですが、読んでいて思いましたので、指摘したいと思います。

もうひとつは、パターゴルフ場はどうなっているのか、どのように位置づけられておるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

村澤会長

その辺、市のほうで何か資料がありましたら紹介してください。これで一応、ご意見を打ち切りたいと思います。

<事務局>

パターゴルフ場ですけど、確かに資料の中には入っておりません。調べて、チェックをしたいと思います。

それから、文章表現についても、ご指摘をいただきましたので、もう一度、再考したいと思います。

村澤会長

一応、今日は土地利用計画調査、公共施設利用・配置計画調査を出して、ご意見をいただいて、市のほうでいろいろ説明していただいて、勉強させてもらったわけです。

これで一応、基礎調査については、前回と今回で、4つの基礎調査を説明して、それを理解したということにしたいと思います。

次は、6月上旬を予定しております。この時はテーマをいくつか立てて、このテーマごとに、ワークショップを立ち上げて議論をします。そのテーマについては、また会長、副会長、それから市のほうと相談して、いくつか立てたいと思いますけれども、どうしてもこのテーマを出してほしいということがあれば、要望書に書いて市のほうに送っていただければ、配慮させていただきます。そして、テーマを決めて、より深い議論をしていきたいとこのように思っております。

それから、当初の目的はこの日程の中で説明させていただきましたように、今日もいくつか意見が出ていましたけれども、ここで議論をしているのは、大事なことですけど、やはり現場現物を見てより理解を深めるということで、見学会を一応、予定しております。これは5月中旬頃予定しておりますけれども、ここに書いてあり

ますが、自由参加です。一度行ってみたいとか、いうことに日頃から思っておられる方はぜひ参加していただいて、施設を少し、あるいは現場を見てご理解を深めていただきたい。このように計画しております。

また、5月の早い時期に、具体的な計画、見学の具体的なお知らせを出させていたかどうかと思いますから、ご覧いただいてですね。どういう方法で検討をもらうか、まだちょっと市のほうと相談していないからわかりませんが、ぜひ参加していただきたいと、このように思っております。

何か、最後に一言お願いします。

木下委員

すみません。図らずもちょっと聞きたいと思っていたことを、今、会長が言ってくださったのですが、そのワークショップのテーマなのですが、私は出したいと思っているいくつかのテーマがありまして、それは一体いつまでに出したらいいでしょう。ゴールデンウィークも来ますが。

村澤会長

特に決めていなかったのですが、できるだけ早い時期に出していただければと思います。というのは、遅くてもこの見学会までには出していただかないと、いろいろそれに関連して検討もしなければなりませんから。

そうですね。連休明けまでにはお願いしたいと思います。必ず出してもらったからって、それがテーマとして位置付けられるのか、それはちょっとわかりませんが、全体のつりあいを見て、決めたいと思います。

木下委員

今、いくつぐらいというのは、考えていらっしゃるでしょうか。

村澤会長

特に考えておりません。ただ、前回と今回でいろいろ意見を出してもらいましたが、そういったことを中心にして立てたいかと、このように思っております。

ほかに何か一般的なことについて、ご意見ございますか。

それでは、時間もまいりましたし、長時間、いろいろとご意見、ありがとうございました。また次回、いろいろと勉強させていただきたいと思いますから、ぜひ、参加していただきたいと思います。どうもご苦労様でございました。

政策課長

どうも、長い時間ありがとうございました。貴重なご意見をいただきまして、今後、計画に反映させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、先ほど市内見学という話がございました。これについては、皆様のご都合を確認していきたいと思いますが、今、予定していますのは、5月14日か、17日、18日、この辺でないと、バスの都合がちょっとつきませんので、この辺で日程を設定してみたいかと考えております。また、それぞれ皆様のご都合を伺いますので、よろしく申し上げます。一応、市内全域ということになりますので、港から美杉のほうまで、見ていただくことにたぶんなると思います。それぞれの拠点を見ながらですけれども。

それから、連絡があるようですけど。次の第4回の審議会につきましては、6月上

旬ごろ予定をしておりますので、先ほど言いましたワークショップの骨組み、テーマと併せて、またご連絡をさせていただきます。

それと、1点ご相談ですが、委員の皆様から、委員相互でもう少し連絡を取りたいというようなこともございまして、もし差し支えなければ、その委員の皆さんに連絡先を事務局からお示ししたいと思いますので、これは個人情報になりますので、また、この市内見学の連絡をさせていただくときに連絡先を皆さんにお伝えしてもよろしいかという確認をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

本日は、本当にどうもありがとうございました。

- 終了 午後5時00分 -